２．韓国

２．韓国

（１）商標法の動向等

１）韓国では、2003 年 4 月 10 日からマドリッド協定議定書が発効している。

２）商標法は、1949 年に制定され、その後幾度の改正がなされ、2016 年には全文改正された。最新の改正は、2017 年 3 月 21 日に行われた[1,2]。以下、最新の商標法に基づき説明する。

３）その他、商標に関する規則等は、商標法施行令[3,4]（最新の改正は 2016 年 7 月 12 日）、商標法施行規則[5,6]（最新の改正は 2017 年 12 月 28 日）、商標審査基準[7]（最新の改正は 2016 年 8 月 29 日）がある。

４）韓国特許庁（Korean Intellectual Property Office、以下「KIPO」という）は、1977 年に商工省（the Ministry of Commerce and Industry）の外部機関として設立された。その前身は、1949 年に商工省の外局として設立した特許局である。

（２）商標の定義

１）商標

商標の定義は、商標法第2条に規定されている。商標とは、自己の商品（地理的表示が使

---

[1] （ハングル）KIPO のホームページ（http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.main.MainApp）→「□/□（冊子／統計）」→「□□□

用される商品の場合を除いてはサービス又はサービスの提供に関連された物件を含む）と他人の商品を識別するために使用する標章である（商標法第2条第1項第1号）。

２）登録可能な標章

以下のいずれかに該当し、かつ、第三者の商品から所有者の商品を識別できるものであれば、商標として登録可能である（商標法施行令第2条第1項第1号、第2号）。

(a) 記号、文字、図形、立体的形状若しくはこれらを結合し、又はこれらに色彩を結合したもの
(b) 他のものと結合していない色彩若しくは色彩の組合せ、ホログラム・動作又はその他視覚的に認識することができるもの
(c) 音・匂い等、視覚的に認識することのできないもののうち、記号、文字、図形又はその他の視覚的な方法により写実的に表現が可能なもの

つまり、文字標章、図形標章、記号標章、立体標章、色彩標章（色彩のみからなる標章）、混合標章（文字、図形、記号、立体的形状、色彩などを組み合わせた標章）、音響標章又は芳香標章は、商標として登録され得る。一方、味覚標章は登録されない[8]。

３）団体標章

団体標章とは、商品を生産、製造、加工、販売するかサービスを提供する者が共同で設立した法人が直接使用するかその所属団体員に使用させるための標章である（商標法第2条第1項第3号）。

商品を生産、製造、加工、販売するかサービスを提供する者が共同で設立した法人は、自己の団体標章の登録を受けることができる（商標法第3条第2項）。ただし、商標、団体標章又は業務標章を出願するか登録を受けた者は、その商標等と同一又は類似の標章を証明標章として登録を受けることができない（商標法第3条第4項）。一方、証明標章を出願するか登録を受けた者は、その証明標章と同一又は類似の標章を商標、団体標章又は業務標章として登録を受けることができない（商標法第3条第5項）。

団体標章登録を受けようとする者は、団体標章の使用に関する事項を定めた定款等の書類を、国際登録日又は補正通知を受けた日から3か月以内に提出しなければならない（商標法第36条第3項、第182条第3項、商標法施行規則第86条第2号）。定款等の書類は、以下の書類を含む（商標法施行規則第88条第2項）。

(a) 定款
(b) 定款の要約書
(c) 代理権を証明する書類（代理人によって手続を行う場合のみ）

[8] 「MANUAL FOR THE HANDLING OF APPLICATIONS FOR PATENTS, DESIGNS AND TRADE MARKS THROUGHOUT THE WORLD Vol.7」大韓民国編（AIPPI・JAPAN、2016年12月追補版）42ページ「[7]その他の商標」の項を参照。

なお、定款は英語で書かれている必要がある[9]。

団体標章の使用に関する事項とは、以下のとおりである（商標法施行令第3条第1項）。

(a) 団体標章を使用する所属団体員の加入資格・加入条件及び脱退

(b) 団体標章の使用条件

(c) 使用条件に違反した者に対する制裁

(d) その他団体標章の使用に必要な事項

定款を修正した場合、国際登録出願に関する提出書に、次の二つの書類を添付して提出しなければならない（商標法第43条第1項、商標法施行規則第88条第3項）。

(a) 修正定款又は修正規約、及び団体標章の使用に関する事項を書いたその修正定款又は修正規約の要約書

(b) 代理権を証明する書類（代理人によって手続を行う場合のみ）

団体標章登録出願又は団体標章権は、KIPO長の承諾が得られれば、法人が合併する場合に限り、移転することができる（商標法第48条第7項、第93条第6項）。

団体標章権については、専用使用権を設定することができない（商標法第95条第2項）。

４）地理的表示団体標章

地理的表示団体標章とは、地理的表示を使用することができる商品を生産、製造又は加工する者が共同で設立した法人が直接使用するかその所属団体員に使用させるための標章である（商標法第2条第1項第6号）。なお、地理的表示とは、商品の特定品質、名声又はその他の特性が本質的に特定地域で始まった場合にその地域で生産、製造又は加工された商品であることを表す表示をいう（商標法第2条第1項第4号）。

その地理的表示を使用することができる商品を生産、製造又は加工する者だけで構成された法人でなければ、団体標章の登録を受けることはできない（商標法第3条第2項）。

地理的表示団体標章登録を受けようとする者は、その旨を記した書類と地理的表示の定義に合致することを立証することができる書類を提出しなければならない（商標法第182条第3項）。その旨を記した書類とは、団体標章の使用に関する事項を定めた定款等の書類、及び地理的表示団体標章の出願人である法人が、その地理的表示を使用することができる商品を生産、製造又は加工することを業にする者だけで構成された事実を証明することができる書類等である（商標法施行規則第88条第2項）。

定款等の書類は、以下の書類を含む（商標法施行規則第88条第2項）。

(a) 定款

---

[9] WIPO ホームページ（http://www.wipo.int/portal/en/index.html）→「IP services」→中段の「WIPO|Madrid」→「Madrid e-services」の「Member Profiles Database」を順にクリックし、「Step 1: Which member(s) are you interested in?」で「Republic of Korea」に、「Step 2: What type(s) of information are you looking for?」で「All available information」にチェックを入れ、「Search」をクリックすると、下記リンク先に接続される。下記リンク先の「Additional requirements for protection of collective, certification and guarantee marks」の項を参照。
http://www.wipo.int/madrid/memberprofiles/#/result?countries=9185&datafields=9580,9578,9577,9579,9581,9583,9582,9584,9638,9639,9640,9628,9585,9593,9586,9590,9587,9591,9594,9589,9588,9592,9603,9599,9601,9602,9596,9598,9600,9605,9604,9597,9635,9637,9636,9634,9633,9595,9625,9624,9627,9626,9622,9623,9608,9609,9613,9620,9610,9615,9614,9611,9617,9619,9621,9612,9616,9607,9606,9618,9630,9631,9632,9629［最終アクセス日：2018 年 1 月 25 日］

(b) 定款の要約書
(c) 出願人が、その地理的表示を使用することができる商品を生産、製造又は加工することを業とする者だけで構成された事実を証明する書類
(d) 代理権を証明する書類（代理人によって手続を行う場合のみ）

地理的表示団体標章の場合における団体標章の使用に関する事項とは、「３）団体標章」で述べた団体標章の仕様に関する事項に加え、以下の事項を含まなければならない（商標法施行令第3条第2項）。

(a) 商品の特定品質、名声又はその他の特性
(b) 地理的環境と商品の特定品質、名声又はその他の特性との本質的な連関性
(c) 地理的表示の対象地域
(d) 商品の特定品質、名声又はその他の特性に対する自己管理基準及び維持・管理方案

地理的表示の定義に合致することを立証することができる書類とは、以下の三つの書類である（商標法第182条第3項、商標法施行令第5条、第17条）。

(a) 商品の特定品質、名声又はその他の特性に関する書類
(b) 地理的環境と商品の特定品質・名声又はその他の特性との本質的な連関性に関する書類
(c) 地理的表示の対象地域に関する書類

関連書類の言語に制約はない[10]。

５）証明標章

証明標章とは、商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明して管理することを業とする者が他人の商品に対しその商品が品質、原産地、生産方法又はその他の特性を満たすということを証明するのに使用する標章である（商標法第2条第1項第7号）。

商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し管理することを業とすることができる者は、他人の商品に対しその商品が定められた品質、原産地、生産方法又はその他の特性を満たすことを証明するのに使用するためにのみ証明標章の登録を受けることができる（商標法第3条第3項）。ただし、商標、団体標章又は業務標章を出願するか登録を受けた者は、その商標等と同一又は類似の標章を証明標章として登録を受けることができない（商標法第3条第4項）。一方、証明標章を出願するか登録を受けた者は、その証明標章と同一又は類似の標章を商標・団体標章又は業務標章として登録を受けることができない（商標法第3条第5項）。

証明標章登録を受けようとする者は、証明標章の使用に関する事項を定めた書類（法人の場合には定款をいい、法人ではない場合には規約をいい、以下「定款又は規約」という）と、証明しようとする商品の品質、原産地、生産方法若しくはその他の特性（以下「品質など」という）を証明して管理することができることを証明する書類を、国際登録日又は補正通知を受けた日から3か月以内に提出しなければならない（商標法第36条第4項、第182条第3項、商標法施行規則第86条第2号）。

[10] 現地特許法律事務所への質問票調査の回答に基づく。

証明標章の使用に関する事項とは、以下の四つの事項をいう（商標法施行令第4条第1項）。
(a) 証明しようとする商品の品質など
(b) 証明標章の使用条件
(c) 使用条件に違反した者に対する制裁
(d) その他証明標章の使用に必要な事項

また、証明しようとする商品の品質などを証明して管理することができることを証明する書類には、以下の四つの事項を含まなければならない（商標法施行令第4条第1項）。
(a) 証明しようとする商品の品質などに対する試験・検査の基準、手続き及び方法など
(b) 証明しようとする商品の品質などを証明し管理するために必要な専門設備、専門人力など
(c) 証明標章使用者に対する管理・監督など
(d) その他証明しようとする商品の品質などを証明し管理することができることを客観的に証明することができる事項

定款又は規約を修正した場合、国際登録出願に関する提出書に、次の二つの書類を添付して提出しなければならない（商標法第43条第2項、商標法施行規則第88条第3項）。
(a) 修正定款又は修正規約、証明標章の使用に関する事項を書いたその修正定款又は修正規約の要約書
(b) 代理権を証明する書類（代理人によって手続を行う場合のみ）

証明標章登録出願又は証明標章権は、KIPO長の承諾が得られれば、該当証明標章に対して、証明標章の登録を受けることができる者にその業務と共に移転する場合に限り移転することができる（商標法第48条第8項、第93条第7項）。

証明標章権については、専用使用権を設定することができない（商標法第95条第2項）。

６）地理的表示証明標章

地理的表示証明標章は、地理的表示を証明することを業とする者が他人の商品に対しその商品が定められた地理的特性を満たすということを証明するのに使用する標章である（商標法第2条第1項第8号）。地理的表示証明標章は、地理的表示団体標章と同様の規定が適用される（商標法第2条第4項）。

７）連合商標、連続商標、保証商標

連合商標制度、連続商標制度は採用されていない[11]。

連合商標制度は、同一人が保有する類似関係にある商標を連合商標として関連付け、出所混同を防止するために、連合商標の分離移転を禁止する制度である。日本ではかつて連合商標制度を採用していたが、平成9年度に、不使用商標が過剰に確保されることなどを理由に廃止された。また、この制度は、韓国でもかつては存在していたが、現在廃止となっている。

連続商標制度は、商標の本質的部分が互いに近似し、商標の同一性に実質的な影響を及

[11] 脚注 8 の 42 ページ「[5]連合商標」及び「[6]連続商標」の項を参照。

ぼさない部分のみが相違している複数の商標を連続商標として出願できる制度である。
また、保証商標制度も採用されていない[12]。

８）業務標章

韓国国内において業務標章は保護される。業務標章とは、営利を目的としない業務をする者がその業務を表すために使用する標章である（商標法第2条第1項第9号）。ただし、国際登録出願に対しては、業務標章に関する規定が適用されないため、国際登録出願を韓国国内で業務標章とすることはできない（商標法第181条）。

９）周知・著名商標

周知・著名商標は、商標法において定義されていない。ただし、以下のものは登録されないため、その点で、未登録の周知・著名商標は保護されているといえる。

(a) 他人の商品を表示するものであると需要者間に顕著に認識されている商標（地理的表示を除く）と同一又は類似の標章として、その他人の商品と同一又は類似の商品に使用する標章（商標法第34条第1項第9号）
(b) 特定地域の商品を表示するものであると需要者間に顕著に認識されている他人の地理的表示と同一又は類似の標章で、その地理的表示を使用する商品と同一の商品に使用する標章（商標法第34条第1項第10号）
(c) 需要者間に顕著に認識されている他人の商品若しくは営業と混同を起こさせるおそれがある標章（商標法第34条第1項第11号）
(d) 国内又は外国の需要者間に特定人の商品を表示するものであると顕著に認識されている商標（地理的表示を除く）と同一又は類似の標章として、不当な利益を得ようとするか、その特定人に損害を加えようとする等、不正な目的を有し、使用する標章（商標法第34条第1項第13号）
(e) 国内又は外国の需要者間に特定地域の商品を表示するものである顕著に認識されている地理的表示と同一又は類似の商標で、不当な利益を得ようとするか、又はその地理的表示の正当な使用者に損害を加えようとする等、不正な目的を持って使用する標章（商標法第34条第1項第14号）

また、他人の登録商標と同一又は類似の未登録の周知・著名商標については、以下の要件を満たせば先使用による商標を継続して使用する権利が認められる（商標法第99条第1項）。

(a) 不正競争の目的なしに、他人の商標登録出願前から韓国国内で継続して使用していること
(b) その結果、他人の商標登録出願時に国内需要者間にその商標が特定人の商品を表示するものであると認識されていること

[12] 脚注９と同じリンク先の「Types of trademarks that can be protected」の項を参照。

（３）方式要件

日本を本国官庁とする基礎出願又は基礎登録について、韓国を領域指定した国際登録出願を行う場合の、出願書類（MM2）の記入に関する留意点ついては、以下のとおりである。

１）標章（THE MARK）【願書の第７欄】
商標の定義は、上記「（２）商標の定義」に記載のとおりである。

（ｉ）標準文字／表彰的な商標
標準文字制度はない。

（ⅱ）色彩又は色彩の組合せそのものよりなる商標
色彩又はその組合せを伴う商標は登録可能である[13]。ただし、商品又はその包装の機能を確保するのに必要な色彩又は色彩の組合せのみからなるものは登録されない（商標法第34条第15項）。
色彩を含む商標の見本は、彩色した図面又は写真で作成される必要がある（商標施行規則第29条第2項第1号）。

２）その他の表示（MISCELLANEOUS INDICATIONS）【願書の第９欄】

（ｉ）立体標章
立体標章は登録可能である[14]。ただし、商品又はその包装の機能を確保するのに必要な立体形状のみからなるものは登録されない（商標法第34条第15項）。
国内商標出願の場合、立体標章の見本の提出が求められている。具体的には、立体標章の見本は、標章の一面又は複数の側面で構成する等、標章の特徴を十分に示す2枚以上5枚以下の図面又は写真で作成される必要がある（商標施行規則第29条第2項第2号）。そのため、この見本が1枚若しくは5枚以上の図面又は写真である場合には、それが拒絶理由となる。ただし、国際登録出願の場合には、標章見本の補正が認められていない性質上、1枚の見本で標章を把握することが可能であれば、それが拒絶理由になることはない（商標審査基準第9部第3章2.1）。
仮に、見本が2枚以上5枚以下の図面又は写真で構成されていても、そのうち複数の図面又は写真が一致する場合や、全体的に一つの立体標章として認識されない場合は、それが拒絶理由となる（商標審査基準第8部第1章2.4）。

（ⅱ）音響標章
音響標章は、登録可能である。音響標章の登録のためには、視覚的表現及びその視覚的

[13] 脚注8の22ページ「[1]色彩商標」の項を参照。
[14] 脚注8の22ページ「[2]立体商標」の項を参照。

表現に合致するデジタルファイルの提出が求められる（商標法施行規則第 28 条第 2 項第 3 号、第 4 号)。音響標章の視覚的表現として楽譜を提出することができる（商標法施行規則第 28 条第 5 項第 5 号)。

デジタルファイルの形式は、MP3 又は WAV である必要がある[15]。また、そのファイル容量は、3MB 以下である必要がある（商標審査基準第 8 部第 6 章 2.3)。

公益的な音（例えば、救急車のサイレン)、国内外の国歌、及び一般人に広く知られてよく使われており、特定の人に独占権を付与することが妥当でないと認められる音は、暫定的拒絶通報の対象となる（商標審査基準第 8 部第 6 章 4.4)。

国際登録出願において、デジタルファイルが提出されなかった場合、審査官は、国際登録出願の名義人に対し、商標の定義（商標法第 2 条第 1 項）違反として暫定的拒絶通報を通知し、デジタルファイルの提出を要求する（商標審査基準第 9 部第 3 章 2.2)。

なお、韓国の国内に住所若しくは営業所がない者（以下「在外者」という）は、在外者（法人の場合にはその代表者）が国内に滞在する場合を除いては、その在外者の商標に関する代理人として国内に住所若しくは営業所がある者によって、商標に関する手続をする必要がある（商標法第 6 条第 1 項)。

国際登録出願においては、MM2 にデジタルファイルを添付できないため、暫定的拒絶通報の発行を待って、現地代理人を介してデジタルファイルを提出することになる。

（ⅲ）団体標章

団体標章登録を受けようとする者は、団体標章の使用に関する事項を定めた定款等の書類を、国際登録日又は補正通知を受けた日から3か月以内に提出しなければならない（商標法第36条第3項、第182条第3項、商標法施行規則第86条第2号)。つまり、音響標章の場合と異なり、団体標章の場合には、暫定的拒絶通報を待たずに定款等の書類を提出することが求められている。ただし、在外者の場合には、定款等の書類の提出は、現地代理人を介して行う必要がある。定款等の書類が提出されない場合には、暫定的拒絶通報が通知される。

定款等の書類は、以下の書類を含む（商標法施行規則第88条第2項)。

(a) 定款

(b) 定款の要約書

(c) 代理権を証明する書類（代理人によって手続を行う場合のみ)

定款は、英語で書かれている必要がある[16]。

（ⅳ）証明標章

証明標章登録を受けようとする者は、定款又は規約と、品質などを証明して管理することができることを証明する書類を、国際登録日又は補正通知を受けた日から 3 か月以内に提出しなければならない（商標法第 36 条第 4 項、第 182 条第 3 項、商標法施行規則第 86 条第 2 号)。つまり、音響標章の場合と異なり、暫定的拒絶通報を待たずに定款又は規約を

[15] 脚注 9 と同じリンク先の「Requirements for representation of mark」の項を参照。

[16] 脚注 9 と同じリンク先の「Additional requirements for protection of collective, certification and guarantee marks」の項を参照。

提出することが求められている。ただし、在外者の場合には、その提出は、現地代理人を介して行う必要がある。定款又は規約が提出されない場合には、暫定的拒絶通報が通知される。

証明標章の使用に関する事項とは、以下の四つの事項をいう（商標法施行令第4条第1項）。

(a) 証明しようとする商品の品質など
(b) 証明標章の使用条件
(c) 使用条件に違反した者に対する制裁
(d) その他証明標章の使用に必要な事項

３）商品及び役務（サービス）の指定（GOODS AND SERVICES）【願書の第 10 欄】

一つの出願で、複数の分類を指定することが可能である（商標法第 38 条第 1 項）。

商品及びサービスについては、最新のニース分類が適用されている。しかし、ニース分類の類見出し（Class Heading）の使用は認められておらず、類見出しの下の個々の用語の一部は、使用が認められている[17]。

韓国で認められる用語は、Madrid Goods and Services Manager[18]で調べることができる。

KIPOでは、指定商品及び指定サービスの用語について、「商品及び役務の記述と類区分に関する告示」[19]（以下「商品告示」という）に記載されている商品又はサービスの記述を活用することを推奨している。

指定商品の表現において、類似商品審査基準で認められていない名称を具体化するために「namely」と表示されている場合には、「namely」以後の指定商品が個別的かつ具体的に表現されていれば、これが指定商品として認められる（商標審査基準第9部第1章2.1）。

指定商品の表現において、類似商品審査基準で認められていない名称を具体化するために「particularly」又は「in particular」と表示した場合には、「particularly」又は「in particular」以後の指定商品が個別的かつ具体的に表現されていても、全商品の名称が指定商品として認められない。ただし、類似商品審査基準で認められている商品の名称の後に、「particularly」又は「in particular」で表示した場合には、この限りではない（商標審査基準第9部第1章2.2）。

---

[17] 脚注 9 のリンク先の「Information on classification practices」の項を参照。

[18] https://webaccess.wipo.int/mgs/［最終アクセス日：2018 年 1 月 25 日］

[19] KIPO のホームページ（http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.main.MainApp）→「□□□□□□□□(知的財産制度)」→左側のメニュー内の「□□□□□□□□(分類コード照会)」→そのサブメニュー内の「□□□□□□□□(商品分類コード)」→「□□□□□□□□□□(Excel)（特許庁告示商品名(Excel)）」のタブ→「□□□□□□□□□□11 □(2018)（特許庁告示商品名 11 版(2018)）」（下記リンク先）の横の「EXCEL □□□□(EXCEL ダウンロード)」ボタンをクリックすることで入手可能。
http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=31066&catmenu=m06_07_03_01&version=11［最終アクセス日：2018 年 1 月 25 日］

（4）審査

①実体審査の概略

実体審査の概略の流れは次のとおりである。

図：実体審査の概略フロー

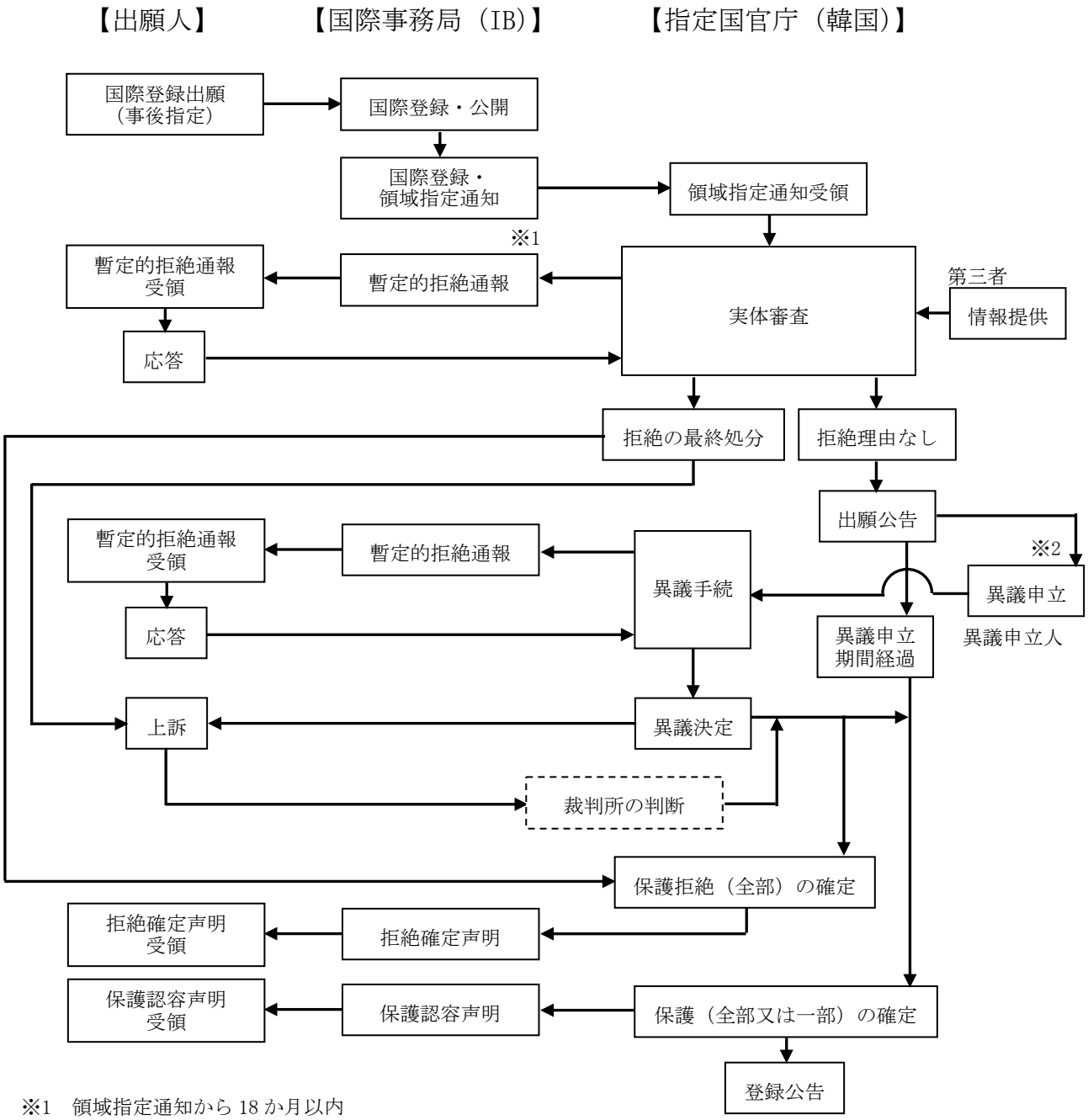

※1　領域指定通知から 18 か月以内
※2　異議申立期間は出願公告から 2 か月間

（出願）

韓国を領域指定した国際登録出願は、名義人の本国官庁を経てWIPO国際事務局に受理される。その出願は、国際事務局にて方式審査を行い、方式に欠陥がなければ、国際登録簿に登録されると共に公表される(マドリッド共通規則第14規則(1)、第32規則(1)(a)(i))。

国際登録の領域指定は、商標法に基づく商標登録出願とみなされ、その出願日は国際登録日（事後指定の場合には事後指定日）とみなされる（商標法第180条第1項、第2項)。国際登録の領域指定における国際登録出願の名義人の氏名及び住所(法人である場合には、その名称及び営業所の所在地)、商標、指定商品及び分類は、商標法に基づく商標登録出願のそれらとみなされる（国際登録出願の名義人は出願人とみなす）（商標法第 180 条第 3 項)。また、国際登録の領域指定における優先権主張及び国際登録簿に登録された商標の旨は、商標法に基づく商標登録出願のそれらとみなされる(商標法第182条第1項、第3項)。

（審査）

KIPOに対して国際登録の通知（領域指定通知）が行われ（マドリッド協定議定書第3条(4))、これ以降、KIPOで職権による実体審査が行われる。具体的には、絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由等（詳細は後述する）について審査が実施される。なお、審査に必要である場合には、専門機関が指定され、商標検索等の業務が依頼される（商標法第51条)。

審査は、出願の順番による（商標法第53条第1項)。商標法において優先審査に関する規定があるが、国際登録出願の場合には適用されない（商標法第53条第2項、第189条第2項)。

商標登録出願に拒絶理由があると認める場合には、誰でも、その情報を証拠と共にKIPO長に提供することができる（商標法第 49 条)。審査官は、これを審査に関する参考資料として利用することができ、その活用結果を審査結果とともに情報提供者に通知しなければならない（商標審査基準第6部第3章2.1、3.1)。

審査に関して必要である場合には、KIPO長は、関係行政機関若しくは商標に関する知識と経験が豊かな者又は関係人に協助を要請するか意見を聞くことができる(商標法第51条第2項)。

（暫定的拒絶通報）

国際登録出願に拒絶理由がある場合には、国際事務局を通じて、国際登録出願の名義人に暫定的拒絶通報が通知され、反論の機会又は補正の機会が与えられる（マドリッド協定議定書第5条(1)、(2)(a)、(b)、(3)、商標法第55条第1項、第190条第1項)。暫定的拒絶通報には、指定商品別に拒絶理由と根拠が具体的に記載される(商標法第55条第2項)。暫定的拒絶通報は、国際事務局がKIPOに国際登録の領域指定を通知した日から18か月以内に発行される。

暫定的拒絶通報に対する応答期間は、KIPOが暫定的拒絶通報を発行した日から2か月で

ある[20]（商標法第55条第1項、商標法施行規則第50条第2項）。請求によって、応答期間が延長されることががある（商標法第17条第2項）。請求は書面で行う必要がある[21]。ただし、国際登録出願の名義人は、合理的な理由の説明を行う必要があり、さらに証拠を提出することが望ましい[22]。延長の請求は、現地代理人を介して行う必要がある。延長は2回まで認められ、それぞれ1か月の延長が認められる。そのため、応答期間は、最大で4か月まで認められる。

暫定的拒絶通報への対応としては、指定商品又はサービスの減縮等がある。

（出願公告）

職権による実体審査が終了し、かつ、国際事務局がKIPOに領域指定を通知した日から14か月以内に拒絶理由が発見されなかった場合、出願公告の決定がなされる（商標法第57条第1項、第191条、商標法施行規則第91条第1項）。当該決定があるときには、その決定の謄本を国際登録出願の名義人に送達し、その国際登録の領域指定に関して商標公報に掲載して出願公告をする（商標法第57条第2項）。そして、出願公告日から2か月間、国際登録の領域指定関係書類及びその付属書類が、特許庁で一般人が閲覧できるように提供される（商標法第57条第3項）。出願公告日は、商標登録出願が商標公報に掲載された日である（商標法施行規則第100条）。

国際登録出願の名義人は、出願公告があった後、当該国際登録の領域指定に関する指定商品と同一又は類似した商品に対して当該国際登録の領域指定に関する商標と同一又は類似の商標を使用した者に書面をもって警告をすることができる。ただし、国際登録出願の名義人が当該国際登録の写本を提示する場合には、出願公告前であっても書面をもって警告をすることができる。この警告後から商標権の設定登録までに発生した当該商標の使用に関する業務上の損失に相当する補償金の支給を、設定登録後に請求することができる（商標法第58条第1項、第2項、第3項、第192条）。

（異議申立て）

韓国では、付与前異議申立制度が導入されている。異議申立ての詳細については、「（９）異議」を参照のこと。

異議申立てがなされた場合、暫定的拒絶通報が発行される。一方、異議申立てによる拒絶理由を含め、拒絶理由が発見されなかった場合又は拒絶理由を解消した場合には、保護付与が認容され、国際事務局を通じて、国際登録出願の名義人に保護認容声明が通知される。

[20] 脚注9のリンク先の「Time limit to respond to ex officio provisional refusal」及び「Calculation of time limit to respond to ex officio provisional refusal」の項を参照。
[21] 脚注9のリンク先の「Option to extend time limit to respond to ex officio provisional refusal. Requirements for extension of time limit」の項を参照。
[22] 脚注9のリンク先の「Option to extend time limit to respond to ex officio provisional refusal. Requirements for extension of time limit」の項を参照。

（拒絶確定）

職権による実体審査で指摘された拒絶理由、及び異議申立てによる拒絶理由が解消されない場合には、拒絶が決定される（商標法第 54 条、第 66 条）。また、審査官は、出願公告後に拒絶理由を発見した場合は、職権で拒絶決定をすることができる（商標法第 67 条第 1 項）。なお、国際登録の領域指定が KIPO に通知された日から 18 か月経過後に暫定的拒絶の通報を発行することはできない。出願公告後に審査官が拒絶理由を発見した場合、異議申立てがあっても、その異議申立てに対して決定をしない（商標法第 67 条第 2 項）。この場合、KIPO 長は、異議申立人に国際登録の領域指定の保護拒絶決定謄本を送付する（商標法第 67 条第 3 項）。

拒絶決定については、特許審判院に審判請求することができる（商標法第 116 条）。さらに特許審判院の決定については、高等裁判所に上訴することができる。

拒絶決定が覆らない場合には拒絶が確定され、国際事務局を通じて、国際登録出願の名義人に拒絶確定声明が通知される（マドリッド共通規則第 18 規則の 3(3)、(5)）。

（保護の決定）

拒絶理由が解消された場合、又は拒絶理由が発見されない場合には、国際登録出願は、商標登録決定される（商標法第 68 条、第 193 条第 1 項、商標法施行規則第 91 条第 2 項）。この場合、国際事務局を通じて、国際登録出願の名義人に保護認容声明が通知される（マドリッド共通規則第 18 規則の 3(1)、(2)）。

登録決定された商標は、韓国内の商標登録簿に登録される（商標法第 80 条第 1 項、第 196 条第 1 項）。登録が決定された場合には、商標権者の氏名並びにその住所、及び商標登録番号等の事項が商標公報により掲載され、登録公告がなされる（商標法第 82 条第 2 項、第 3 項、第 197 条、商標法施行令第 14 条第 1 項）。

商標権の設定登録がされた後、登録証書が国際登録出願の名義人に発行される（商標法第 81 条第 1 項、商標法施行規則第 55 条第 1 項）。

②審査内容

国際登録に対して、通常の韓国国内出願と同様に、絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由等に関して実体審査が行われる。より詳細な拒絶理由は、以下のとおりである。

(a) 商標、団体標章、地理的表示団体標章、証明標章、地理的表示証明標章又は業務標章の定義（商標法第 2 条）に合わない場合
(b) 条約に違反した場合
(c) 出願人適格（商標法第 3 条）、外国人の権利能力（商標法第 27 条）、絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由（商標法第 33 条から第 35 条まで）、一商標一出願（商標法第 38 条第 1 項）、分割移転、共有等（商標法第 48 条第 2 項後段、第 4 項又は第 6 項から第 8 項まで）の規定に違反する場合
(d) 地理的表示団体標章登録出願の場合に、その所属団体員の加入に関し定款により団体

の加入を禁止するか、定款に充足しがたい加入条件を規定するなど団体の加入を実質的に許容しない場合

(e) 定款に大統領令で定める団体標章の使用に関する事項の全部又は一部を記さなかったか、定款又は規約に大統領令で定める証明標章の使用に関する事項の全部又は一部を記さなかった場合

(f) 証明標章登録出願の場合、その証明標章を使用することができる者に対し正当な事由なしに、定款又は規約で使用を承諾しないか、定款又は規約に充足しがたい使用条件を規定するなど、実質的に使用を承諾しない場合

また、実際の使用の証拠又は使用の意思を示す宣誓書がない場合には、拒絶理由となる可能性がある[23]。商標審査基準によれば、審査官は、出願人が商標を使用した事実や、使用する意思がないか、法令等によって客観的に使用することができないと合理的な疑いが起こる場合、商標法第 3 条違反を理由として暫定的拒絶通報を発行し、これを確認することができる（商標審査基準第 2 部第 2 章 2.2.2)。使用意思などの確認対象は次のとおりである（商標審査基準第 2 部第 2 章 2.3、2.3.1、2.3.2、2.3.3、2.3.4)。

(a) 個人が大規模な資本及び施設などが必要な商品を指定した場合

(b) 牽連関係がない非類似商品の種類を多数指定した場合

(c) 個人が法令上一定資格などが必要な商品と係わって牽連関係がない上商品を二つ以上指定した場合

(d) その他、出願人が商標を使用する意思なしに商標先行獲得や他人の商標登録を排除する目的で出願するものだと疑いが起こる場合

なお、実務的には一商標に四つの商品分類を超過して出願した場合には使用意思が確認されるようである[24]。

使用意思の確認は、以下のようになされる（商標審査基準第 2 部第 2 章 2.4.1、2.4.2)。

(a) 指定商品が包括名称の場合には、包括名称に含まれた 1 個以上の商品について使用事実や使用意思がある場合には、包括名称全部について使用意思があるものとみなす。

(b) 牽連関係がある類似商品群に含まれた 1 個以上の商品について、使用事実や使用意思がある場合には、牽連関係がある類似商品群全部について使用意思があるものとみなす。

使用事実又は使用意思は、次の資料を参考にして判断される（商標審査基準第 2 部第 2 章 2.4.3)。

(a) 使用事実の証明

事業者登録証、商号登記簿謄本、新聞・雑誌・カタログ・ちらしなどの印刷広告物、売場の商品陳列写真、注文伝票・納品書・請求書・領収証などの取引関連書類など

(b) 使用意思の証明

現在従事している事業と指定商品との関連性、現在事業とは関連性がないが今後指定商品に新しく進出する具体的な事業計画などを記述した商標使用計画書

---

[23] 脚注 9 のリンク先の「Requirement of intention to use, and form in which such intention must be submitted (where applicable)」及び「Requirements for actual use of mark」の項を参照。

[24] 現地特許法律事務所への質問票調査の回答に基づく。

異議申立制度が導入されているが、その手続は、職権による実体審査の終了後であって、保護認定がなされる前に行われる[25]。

③暫定的拒絶通報の期間

暫定的拒絶通報の発行期間の延長の宣言を行っており[26]、国際事務局がKIPOに国際登録の領域指定を通知した日から18か月以内に暫定的拒絶通報を行う（マドリッド協定議定書5条(1)、(2)(a)、(b)）。

④絶対的拒絶理由の内容

絶対的拒絶理由には、以下のものが含まれる。

(a) その商品の普通名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなるもの（商標法第33条第1項第1号）
(b) その商品に対して慣用されている標章（商標法第33条第1項第2号）
(c) その商品に産地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状（包装の形状を含む）、価格、生産方法、加工方法、使用方法又は時期を普通に使用する方法で表示した標章のみからなるもの（商標法第33条第1項第3号）
(d) 顕著な地理的名称、その略号又は地図のみからなる標章（商標法第33条第1項第4号）
(e) ありふれた姓又は名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなるもの（商標法第33条第1項第5号）
(f) 簡単でありふれた標章のみからなるもの（商標法第33条第1項第6号）
(g) 上記(a)～(f)以外に需要者が業務に関連した商品を表示するのかを識別することができない標章（商標法第33条第1項第7号）
(h) 韓国の国旗・国章・軍旗・勲章・褒章・記章、外国の国旗・国章、産業財産権保護のためのパリ条約の同盟国・世界貿易機構の会員国又は商標法条約締約国の勲章・褒章・記章、赤十字・オリンピック又は著名な国際機関等の名称もしくは標章と同一であるか、これと類似の商標、韓国・パリ条約同盟国、世界貿易機関の会員国又は商標法条約締約国・その国家の公共機関が使用する監督用若しくは証明用印章又は記号と同一であったり、これと類似する標章（商標法第34条第1項第1号）
(i) 国家・人種・民族・公共団体・宗教又は著名な故人との関係を虚偽に表示するかこれらを誹謗又は侮辱するか、これらに対して悪い評判を受けさせるおそれがある標章（商標法第34条第1項第2号）
(j) 国家・公共団体又はこれらの機関と公益法人の営利を目的としない業務、又は営利を目的としない公益業務を表示する標章として著名なものと同一又は類似の標章（商標法第34条第1項第3号）

[25] 脚注9のリンク先の「Order of examination for provisional refusals」の項を参照。
[26] 脚注9のリンク先の「Declarations and notifications made by Contracting Party」の項を参照。

(k) 公共の秩序又は善良な風俗を紊乱させるおそれがある標章（商標法第 34 条第 1 項第 4 号）
(l) 政府が開催するか、政府の承認を得て開催する博覧会又は外国政府が開催するか、外国政府の承認を得て開催する博覧会の賞牌・賞状又は褒章と同一又は類似の標章がある標章（商標法第 34 条第 1 項第 5 号）
(m) 著名な他人の氏名・名称又は商号・肖像・署名･印章・雅号・芸名・筆名又はこれらを含む標章（商標法第 34 条第 1 項第 6 号）
(n) 商品の品質を誤認させる、又は需要者を欺瞞するおそれがある標章（商標法第 34 条第 1 項第 12 号）
(o) 商標登録を受けようとする商品又はその商品の包装の機能を確保するのに不可欠な立体的形状のみからなる標章（商標法第 34 条第 1 項第 15 号）
(p) 世界貿易機構会員国内の葡萄酒又は蒸留酒の産地に関する地理的表示として構成されたり同表示を含む商標として、葡萄酒･蒸留酒又はこれと類似の商品に使用しようとする標章（商標法第 34 条第 1 項第 16 号）
(q)「植物新品種保護法」第 109 条により登録された品種名称と同一又は類似の標章であって、その品種名称と同一又は類似した商品に対して使用する標章（商標法第 34 条第 1 項第 17 号）
(r) 同業・雇用等の契約関係若しくは業務上の取引関係又はその他の関係を通じて他人が使用するか使用を準備中の商標であることを知りながら、その商標と同一又は類似の標章を同一又は類似の商品に登録出願した標章（商標法第 34 条第 1 項第 20 号）

⑤相対的拒絶理由の内容

相対的拒絶理由には、以下のものが含まれる。
(a) 先出願による他人の登録商標（地理的表示登録団体標章を除く）と同一又は類似の商標として、その指定商品と同一又は類似の商品に使用する標章（商標法第 34 条第 1 項第 7 号）
(b) 先出願による他人の地理的表示登録団体標章と同一又は類似の商標で、その指定商品と同一の商品に使用する標章（商標法第 34 条第 1 項第 8 号）
(c) 他人の商品を表示するものであると需要者間に顕著に認識されている商標（地理的表示を除く）と同一又は類似の標章として、その他人の商品と同一又は類似の商品に使用する標章（商標法第 34 条第 1 項第 9 号）
(d) 特定地域の商品を表示するものであると需要者間に顕著に認識されている他人の地理的表示と同一又は類似の標章で、その地理的表示を使用する商品と同一の商品に使用する標章（商標法第 34 条第 1 項第 10 号）
(e) 需要者間に顕著に認識されている他人の商品若しくは営業と混同を起こさせるおそれがある標章（商標法第 34 条第 1 項第 11 号）
(f) 国内又は外国の需要者間に特定人の商品を表示するものであると顕著に認識されてい

る商標（地理的表示を除く）と同一又は類似の標章として、不当な利益を得ようとするか、その特定人に損害を加えようとする等、不正な目的を有し、使用する標章（商標法第 34 条第 1 項第 13 号）

(g) 国内又は外国の需要者間に特定地域の商品を表示するものである顕著に認識されている地理的表示と同一又は類似の商標で、不当な利益を得ようとするか、又はその地理的表示の正当な使用者に損害を加えようとする等、不正な目的を持って使用する標章（商標法第 34 条第 1 項第 14 号）

(h)「農水産物品質管理法」第 32 条によって登録された他人の地理的表示と同一又は類似の標章であって、その地理的表示を使用する商品と同一であると認められる商品に使用する標章（商標法第 34 条第 1 項第 18 号）

(i) 韓国が外国と両者間又は多者間で締結して発効された自由貿易協定によって保護する他人の地理的表示と同一若しくは類似の商標又はその地理的表示で構成されるか、その地理的表示を含む標章であって、地理的表示を使用する商品と同一であると認められる商品に使用する標章（商標法第 34 条第 1 項第 19 号）

(j) 条約当事国に登録された商標と同一又は類似の標章であって、その登録された商標に関する権利を有した者との同業・雇用等の契約関係若しくは業務上取引関係又はその他の関係にあるかあった者がその商標に関する権利を有した者の同意を受けずにその商標の指定商品と同一又は類似の商品を指定商品として登録出願した標章（商標法第 34 条第 1 項第 21 号）

（５）暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

①暫定的拒絶通報の見本と和訳、内容の説明（使用言語）、全部拒絶／一部拒絶の取扱い

１）暫定的拒絶通報の見本は次ページ以降のとおりである。

２）暫定的拒絶通報に使用される言語は、英語である[27]。

３）暫定的拒絶通報には、全部拒絶の場合と一部拒絶の場合がある。例えば、国際登録出願の指定商品又はサービスのいくつかにだけ拒絶理由がある場合には、一部拒絶の暫定的拒絶通報の対象となる[28]。暫定的拒絶通報に記載された所定の期間内に拒絶理由が解消しない場合には、当該国際登録の領域指定の保護は拒絶される。なお、暫定的拒絶通報が一部拒絶であっても、その暫定的拒絶通報に回答しない場合には、全部拒絶の決定となる[29]。回答は、現地代理人を介して行う必要がある。

[27] 脚注 9 のリンク先の「Language in which Office issues notifications」の項を参照。
[28] 脚注 9 のリンク先の「Partial ex officio provisional refusals」の項を参照。
[29] 現地特許法律事務所への質問票調査の回答に基づく。

暫定的拒絶通報の見本

Issuing number: 発行番号
Issuing date: 発行日

34, chemin des Colombettes P.O.Box 181211
Geneva 20, Switzerland
World Intellectual Property
Organization(WIPO)International Bureau

NOTIFICATION OF EX OFFICIO PROVISIONAL REFUSAL
TO THE INTERNATIONAL BUREAU OF WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION (WIPO)
UNDER RULE 17(1) OF THE COMMON REGULATIONS

暫定的拒絶通報

1. Office Making the Notification:
Korean Intellectual Property Office (KIPO)
189 Cheongsa-ro, Seo-gu, Daejeon Metropolitan City, 35208, Republic of Korea

1. 通報を作成する官庁：KIPO

2. International Registration Number (Date of Registration/Subsequent Designation):

2. 国際登録番号（登録日又は事後指定日）

3. Name and Address of the Holder:

3. 名義人の名称、及び住所

4. Goods/Services Affected by this Provisional Refusal:

4. 拒絶理由の対象となる指定商品又は指定サービス

5. Grounds for the Decision:

5. 拒絶理由※1
いずれかにチェックが入る（複数の場合もある）。

- ☐ Lack of distinctiveness
- ☐ Conflict with another person's earlier application(s) and/or registration(s)
- ☒ Vagueness and/or broadness of the designated goods/services
- ☐ Unconformity to "a single application for a single trademark rule"
- ☐ Other grounds

※ Please refer to item 9 for the details

6. Provisions of the Korean Trademark Act applicable to the Grounds:

6. 上記拒絶理由の根拠となる韓国の商標法の条文

7. Date on which the Provisional Refusal was pronounced (Time Limit):

7. 暫定的拒絶通報の発行日（応答期限）

※１　「5. 拒絶理由」の欄に記載された事項の参考訳
☐識別性の欠如
☐他人の先出願又は先登録と衝突
☐指定商品又は指定サービスがあいまい及び／又は広い
☐一商標一出願の原則に不整合
☐その他
※詳細は、項目９を参照してください。

- 1 -

8. Guidance as to Future Procedure: 8.今後の手続に関するガイダンス※2

1. Where the holder receives this notification, the protection of the international registration is to be refused as a whole unless the holder submits to KIPO, through a representative whose address is in the Republic of Korea, a written opinion (amendment) within two months from the date on which this provisional refusal was pronounced. The holder may also submit to the International Bureau MM6 (Request for the Recording of a Limitation of the List of Goods/Services) within the above time limit.
2. Regarding the time limit, the holder may request the extension of time to submit a written opinion (amendment) to KIPO. The extension will be granted twice for a period of one month, respectively. This request should be made within the given time limit through the above representative.
3. If a request for Limitation is presented to the International Bureau so as to get over the ground for refusal mentioned below, we wish that it could also be informed by e-mail (kipomadrid@korea.kr) at the same time for your convenience.

9. Details of the Provisional Refusal:

9.拒絶理由の詳細
補正の示唆がある場合もある。

※2 「8.今後の手続に関するガイダンス」の欄に記載された事項の参考訳

1. 名義人が本通報を受領した場合、名義人が、韓国に住所を有する代理人を介して、書面による意見書（補正書）を、本暫定的拒絶通報の発行日から2か月以内に、KIPO に提出しない限り、国際登録の保護は、全体として拒絶される。名義人は、上記期限内に MM6（商品及びサービスの一覧表の限定の記録の申請書）を国際事務局に提出してもよい。
2. 期限について、名義人は、KIPO に書面による意見書（補正書）を提出する期限の延長を請求することができる。延長は、2回、それぞれ1か月の期間で認められる。この請求は、上記の代理人を介して、与えられた期限内に行われなければならない。
3. 下記の拒絶理由を解消するため、限定の請求が国際事務局に対してなされた場合、便宜上、同時にEメール（kipomadrid@korea.kr）で知らせていただきたい。

10. Official Seal or Signature by the Office: 10. 審査官の氏名、及び押印

KIPO Examiner LEE, Hyeong Baek

<< Information >>

If the holder has any questions or needs assistance in responding to this notification, please contact the examiner.

E-mail: kipomadrid@korea.kr, telephone: (82) (42) 481 8315 or Fax: (82) (42) 472 3507

韓国の商標法の抜粋

Extract from the Korean Trademark Act

(the previous Act before the revision under No. 14033 of the Act on February 29, 2016)

Article 3 Persons Entitled to Register a Trademark
A person who uses or intends to use a trademark in the Republic of Korea is entitled to trademark registration; however, employees of the Korean Intellectual Property Office or employees of the Intellectual Property Tribunal are not entitled to register trademarks during their employment at the office or tribunal except in the case of inheritance or a bequest.

Article 5-3 Trademark Administrators for Nonresidents
(1) No one who does not have an address or place of business in the Republic of Korea (hereinafter referred to as "nonresident") may, except where such nonresident (referring to a representative in cases of a corporation) is sojourning in the Republic of Korea, undergo trademark-related procedures or file an action against any disposition issued by an administrative agency pursuant to this Act or an order under this Act, without a representative for trademarks who has an address or place of business in the Republic of Korea (hereinafter referred to as "trademark administrator").
(2) A trademark administrator shall, within the extent of power delegated to him/her, represent the principal in a trial on trademark-related procedures or any disposition made by an administrative agency pursuant to this Act or an order under this Act.

Article 5-14 Extension, etc. of Periods
(1) For persons in areas with poor transportation service, the Commissioner of the Korean Intellectual Property Office or the President of the Intellectual Property Trial and Appeal Board (IPTAB) may, upon request or ex officio, extend the period for amending the reasons, etc. mentioned in a written objection to trademark registration under Article 26 and the period for requesting a trial under Article 70-2 or 70-3.
(2) When having determined the period for trademark-related procedures pursuant to this Act, the Commissioner of the Korean Intellectual Property Office, President of the Korean Intellectual Property Trial and Appeal Board (IPTAB), presiding administrative trademark judge or examiner may, upon request, shorten or extend such period, or may extend such period ex officio. In such cases, the Commissioner of the Korean Intellectual Property Office, etc. shall determine whether to shorten or extend the period so as not to unduly infringe on an interest of any interested party in the relevant procedures.
(3) When having determined the deadline for trademark-related procedures pursuant to this Act, the presiding administrative trademark judge or examiner may change the deadline upon request or ex officio.

Article 6 Requirements for Trademark Registration
(1) Trademark registration may be obtained except any of the following cases:
(i) where the trademark consists solely of a mark indicating, in a common way, the usual name of the goods;
(ii) where the trademark is customarily used on the goods;
(iii) where the trademark consists solely of a mark indicating, in a common way, the place of production, quality, raw materials, efficacy, use, quantity, shape (including the shape of the packaging), price, production method, processing method, usage or using time of the goods;
(iv) where the trademark consists solely of a conspicuous geographical name, an abbreviation of it or a map;
(v) where the trademark consists solely of a mark indicating, in a common way, a common surname or a title;
(vi) where the trademark consists solely of a simple and commonplace mark; or
(vii) in addition to the cases mentioned in sub-paragraphs (i) to (vi) of this Article, where the trademark does not enable consumers to discriminate whose goods are indicated.
(2) Notwithstanding a trademark falls under paragraphs (1)(iii) to (vi) of this Article, where the trademark has become, as a result of using it before the application for registration under Article 9 of this Act, especially recognized by consumers whose goods are indicated, it may be registered for the designated goods (i.e. designated goods and supplementary designated goods as defined in Articles 10(1) and 47(2)(iii) of this Act; The same shall apply hereinafter.) on which the trademark has been used; .
(3) Notwithstanding a mark falls under paragraph (1)(iii) (restricted to 'the place of production') or (1)(iv) of this Article, where the mark is a geographical indication on specific goods, it may be registered as a collective mark for a geographical indication for the designated goods on which the geographical indication has been used.

Article 7 Unregistrable Trademarks
(1) Notwithstanding Article 6, trademark registration may not be obtained in any of the following cases:
(i) trademarks that are identical or similar to the following: the national flag, the national emblem, military flags, medals, decorations or badges of the Republic of Korea; the national flags or emblems of foreign countries; the medals, decorations or badges of the countries of the union of the Paris Convention for the Protection of Intellectual Property (hereinafter referred to as 'the Paris Convention'), the members of the World Trade Organization or the contracting parties to the Trademark Law Treaty; the names or marks of the Red Cross, Olympic organizations or other well-known international organizations; seals or signs that are used for supervision or certification by the Republic of Korea, the countries of the union of the Paris Convention, the members of the World Trade Organization, the contracting parties to the Trademark Law Treaty or the public organizations of these;
(ii) trademarks that falsely indicate a connection with, or that criticize, insult or are liable to defame any nation, race, ethnic group, public organization, religion or well-known deceased person;
(iii) trademarks that are identical or similar to well-known marks that indicate nonprofit businesses of a nation, a public organization or its agencies or a public corporation, or that indicate nonprofit public services; However, this provision does not apply where the nation, the public organization or its agencies, the public corporation or the body of nonprofit public services applies to register its own marks;
(iv) trademarks that are liable to disturb public order or morality;
(v) trademarks comprising a mark that is identical or similar to a medal, certificate of merit or decoration awarded at an exhibition held by or with the authorization of the government of the Republic of Korea or of the government of a foreign country; However, this provision does not apply where the person who has been awarded the medal, certificate of merit or decoration use it as part of the trademark on the goods for which the medal, certificate of merit or decoration was awarded at the exhibition;
(vi) trademarks containing the name, title, trade name, portrait, signature, seal, literary name, stage name, pen name or an abbreviation thereof of a well-known person, unless the consent of the person concerned has been obtained;
(vii) trademarks that are identical or similar to another person's registered trademark (excluding a registered collective mark for a geographical indication) when the former are applied for registration after the latter has been registered and when the former are to be used on goods that are identical or similar to the designated goods of the latter;
(vii[bis]) trademarks that are identical or similar to another person's registered collective mark for a geographical indication when the former are applied for registration after the latter has been registered and when the former are to be used on goods that are identical with the designated goods of the latter;
(viii) trademarks that are identical or similar to another person's registered trademark (excluding a registered collective mark for a geographical indication) when not more than a year has elapsed since the date on which the latter trademark right expired (that is, in case of a trial decision invalidating a trademark registration, the date on which the trial decision became final) and when the former are to be used on goods that are identical or similar to the designated goods of the latter;
(viii[bis]) trademarks that are identical or similar to another person's registered collective mark for a geographical indication when not more than a year has elapsed since the date on which the right of the registered collective mark for a geographical indication expired (that is, in case of a trial decision invalidating the registration of a collective mark for a geographical indication, the date on which the trial decision became final) and when the former are to be used on goods that are identical with the designated goods of the latter;
(ix) trademarks that are identical or similar to a trademark (excluding a geographical indication) that is especially recognized among consumers as to indicate the other person's goods, when the former are to be used on goods that are identical or similar to those of the person;
(ix[bis]) trademarks that are identical or similar to another person's geographical indication that is especially recognized among consumers as to indicate a certain region's goods, when the trademarks are to be used on goods that are identical with those using the geographical indication;
(x) trademarks that are liable to cause confusion with the goods or services of another person's that are especially recognized among consumers;
(xi) trademarks that are liable to mislead or deceive consumers on the quality of the goods;
(xii) trademarks that are identical or similar to a trademark that is especially recognized among consumers inside or outside the Republic of Korea as to indicate the goods of a particular person, and that are used with unjust purposes such as to obtain unfair profits or to inflict harm on that person;
(xii[bis]) trademarks that are identical or similar to a geographical indication that is especially recognized among consumers inside or outside the Republic of Korea as to indicate the goods of a certain region, and that are used with unjust purposes such as to obtain unfair profits or to inflict harm on the legitimate users of that geographical indication;
(xiii) trademarks that consist solely of three-dimensional shapes which are essential for securing the functions of goods to be registered or their packaging;

この抜粋は全２ページあるが、ここでは１ページ目のみ記載する。

②暫定的拒絶通報への応答期間

暫定的拒絶通報に対する応答期間は、KIPO が暫定的拒絶通報を発行した日から 2 か月である[30]（商標法第 55 条第 1 項、商標法施行規則第 50 条第 2 項）。

請求によって、審査官が、職権で応答期間を延長することができる（商標法第 17 条第 2 項）。応答期間の延長は、1 か月ずつ 2 回の延長が認められる[31]。つまり、2 か月間の延長期間が認められ、応答期間は最大で 4 か月となる。延長の手数料は、1 回（1 か月）20,000 ウォン、2 回（2 か月）30,000 ウォンである[32]。

請求は、書面で行う必要がある[33]。ただし、国際登録出願の名義人は、合理的な理由の説明を行う必要があり、さらに証拠を提出することが望ましい[34]。

在外者による延長の請求は、現地代理人を介して行う必要がある。

③現地代理人の必要性の有無及び現地代理人の調査方法等

国際登録出願の名義人は、現地代理人を介して暫定的拒絶通報に対する応答を行う必要がある[35]。この応答は、ハングルで提出される必要がある[36]。

代理人を選任して手続を行うためには、KIPO に代理権を証明する書類（委任状）の提出が必要となる（商標法施行規則第 2 条第 1 項）。KIPO に提出する書類は、ハングルで記載する必要がある（商標法施行規則第 15 条第 1 項）。そのため、原則、委任状についてもハングルで記載する必要がある。ただし、事実の証明等のために外国語で提出するしかない委任状については外国語で記載し、ハングル翻訳文を添付すればよい（商標法施行規則第 15 条第 2 項）。

単に委任状と呼ばれるものは、国際登録出願の名義人が署名し、日付を記入したもので、公証及び認証が不要のものである。

それ以外に、包括委任状と呼ばれるものがある。包括委任状は、現在及び将来の事件に対してあらかじめ事件を特定せず、商標に関する手続を代理人に包括委任させるものである（商標法施行規則第 3 条第 1 項）。包括委任しようとする場合は、包括委任登録申請書に代理権を証明する書類（包括委任状）を添付して KIPO に提出する必要がある（商標法施行規則第 3 条第 1 項）。

包括委任状を提出すれば、特定した国際登録出願の名義人について、その後、委任状を提出する必要がなくなる[37]。包括委任を受けて商標に関する手続を行おうとする者は、包

---

[30] 脚注 9 のリンク先の「Time limit to respond to ex officio provisional refusal」及び「Calculation of time limit to respond to ex officio provisional refusal」の項を参照。
[31] 現地特許法律事務所への質問票調査の回答に基づく。
[32] 同上。
[33] 脚注 9 のリンク先の「Option to extend time limit to respond to ex officio provisional refusal. Requirements for extension of time limit」の項を参照。
[34] 同上。
[35] 脚注 9 のリンク先の「Requirements for responding to ex officio provisional refusal」の項を参照。
[36] 同上。
[37] 脚注 8 の 44 ページ「[3] 委任状」の項を参照。

括委任登録申請した際に付与された包括委任登録番号を KIPO に提出する書類に記載する必要がある（商標法施行規則第 3 条第 2 項、第 3 項）。

委任状は、電子文書としてインターネット又は電子記録媒体を用いて提出することができる（商標法第 30 条第 1 項、商標法施行規則第 19 条）。ただし、その場合には電子署名を行う必要がある（商標法第 31 条第 1 項）。

日本語対応が可能な韓国特許事務所の一覧が、JETRO ソウルのホームページに掲載されている。下記 URL で、「各種情報」の「日本語対応が可能な韓国特許事務所」をクリックすれば、その一覧が表示される［最終アクセス日：2018 年 1 月 25 日］。
URL：http://www.jetro-ipr.or.kr/

④国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

商標に関する手続については、在外者は、国内に滞在する場合を除いて、その在外者の商標に関する代理人として国内に住所若しくは営業所がある者しかできない（商標法第 6 条第 1 項）。そのため、基本的には、現地代理人なしでできる手続はない。

ただし、暫定的拒絶通報の応答として、商品及びサービスの一覧表の限定の記録の申請書（MM6）を国際事務局に提出すれば、現地代理人なしに手続を行うことが可能である[38]。MM6 を用いて応答する場合、上記の暫定的拒絶通報の見本でも示されているように、その旨を E メール（kipomadrid@korea.kr）で知らせることが望ましい。応答期間後に MM6 を提出した場合、拒絶の決定がなされる可能性がある。ただし、審査官の裁量によって許容される可能性があるため、速やかに提出するのが望ましい[39]。

⑤暫定的拒絶通報に対し応答しない場合又は応答後も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略

１）拒絶確定までの概略

暫定的拒絶通報（後述する異議申立てに基づく暫定的拒絶通報を含む）に対して、応答期間内に応答せず、又は応答したが拒絶理由を解消することができなかった場合は、当該国際登録の領域指定の保護は拒絶される。この決定は、KIPO から国際事務局を経て、国際登録出願の名義人に書面で通知される。

この決定については、その決定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内に審判を請求することができる（商標法第 116 条）。なお、この審判の請求期間は、当事者の請求又は職権により、30 日以内で一回、延長することが可能である（商標法第 17 条第 1 項第 3 号）。ただし、島嶼・僻地等の交通が不便な地域にいる者の場合には、30 日以内で一回、さらに延長することができる（商標法第 17 条第 1 項第 3 号、商標法施行規則第 7 条）。また、名義人が責任を負うことができない事由によって請求期間を守ることができなかった場合には、

[38] 脚注 9 のリンク先の「Option to review or appeal ex officio provisional refusal」の項を参照。
[39] 現地特許法律事務所への質問票調査の回答に基づく。

請求期間の満了日から 1 年以内であれば、その事由が消滅した日から 2 か月以内に守ることができなかった手続を追後補完することができる（商標法第 19 条）。

保護が認められないとの審決を受けた場合、その審決に対して、再審を請求することができる（商標法第 157 条第 1 項）。再審は、審決確定後、再審の事由を知った日から 30 日以内に請求されなければならない（商標法第 159 条第 1 項）。

再審等によっても拒絶が覆らない場合には、拒絶が確定される。

２）拒絶確定声明の見本は次ページ以降のとおりである。

３）拒絶確定声明に使用される言語は、英語である。

４）異議申立て

韓国では、付与前異議申立制度が導入されている。異議が申し立てられた場合、暫定的拒絶通報が通知される。暫定的拒絶通報から拒絶確定までの概略は、上述したとおりである。異議申立ての詳細については、「（９）異議」を参照のこと。

拒絶確定声明の見本

Issuing number: 発行番号
Issuing date: 発行日

34, chemin des Colombettes P.O.Box 181211
Geneva 20, Switzerland
World Intellectual Property
Organization(WIPO)International Bureau

CONFIRMATION OF TOTAL PROVISIONAL REFUSAL

TO THE INTERNATIONAL BUREAU OF WORLD INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE (WIPO)
UNDER RULE 18(iv)(3) OF THE COMMON REGULATIONS

拒絶確定声明

1. Office of Designated Contracting Party: 1. 通報を作成する官庁：KIPO
   Korean Intellectual Property Office (KIPO)
   189 Cheongsa-ro, Seo-gu, Daejeon Metropolitan City, 35208, Republic of Korea

2. International Registration concerned: 2. 国際登録に関する情報
   (a) International Registration Number: (a) 国際登録番号
   (b) Name of the Holder: (b) 名義人の名称

3. Goods/Services Refused:
   3. 拒絶された商品／サービス

4. Decision Subsequent to the Provisional Refusal: 4. 暫定的拒絶に続く決定※3
   All procedures before KIPO relating to the protection of the mark have been completed and the assigned examiner has decided to refuse protection of the International Registration in the Republic of Korea for all the designated goods/services.

5. Date on which the Confirmation was pronounced:
   5. 確定の発行日

6. Guidance as to Future Procedure: 6. 今後の手続に関するガイダンス※4
   (a) Where the holder is dissatisfied with this decision, he/she may file a request for trial, within the time limit described in the Article 116 and Article 220 of the Korean Trademark Act, through a representative whose address is in the Republic of Korea, before the Intellectual Property Trial and Appeal Board (IPTAB) established under the jurisdiction of the Commissioner of KIPO.
   (b) The period for demanding a trial against a Decision to Reject may be extended up to 60 days, upon a request, under the Article 17(1) of the trademark Act. The formal request for extension of the time limit should be submitted within 7 days before the time limit for demanding a trial, through a representative whose address is in the territory of the Republic of Korea, before the Korean Intellectual Property Office (KIPO).

7. Official Seal or Signature by the Office: 7. 審査官の氏名、及び押印
   KIPO Examiner LEE, Hyeong Baek

<< Information >>

If the holder has any questions or needs assistance in responding to this notification, please contact the examiner.
E-mail: kipomadrid@korea.kr, telephone: (82) (42) 481 8315, fax: (82) (42) 472 3507

- 1 -

※3　「4.暫定的拒絶に続く決定」の欄に記載された事項の参考訳

商標の保護に関するKIPOによる全手続が完了し、担当の審査官は、韓国において、全ての指定商品又は指定サービスに関する国際登録の保護を、拒絶することを決定した。

※4　「6. 今後の手続に関するガイダンス」の欄に記載された事項の参考訳

(a) この決定に対して不服がある場合、名義人は、韓国の商標法第 116 条及び第220条に記載された期限内に、韓国に住所を有する代理人を介して、KIPO長の管轄の下で設立された特許審判院（IPTAB）に審判請求することができる。

(b) 拒絶の決定に対する審判請求の期間は、申請により、商標法第17条第1項の下、60 日まで延長させることができる。期限の延長申請は、審判請求期限の7日前までに、韓国の領域内に住所を有する代理人を介して、KIPOに対して、行われなければならない。

なお、拒絶確定声明には、韓国商標法の抜粋が添付されるが、ここでは省略する。

（6）拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

１）拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合、国際登録出願は、商標登録決定され、KIPOは保護認容声明を国際事務局に送付する（商標法第68条、第193条第1項、商標法施行規則第91条第2項、マドリッド共通規則第18規則の3(1)、(2)）。

登録決定された商標は、韓国内の商標登録簿に登録され、商標権者の氏名並びにその住所、及び商標登録番号等の事項が商標公報により掲載され、登録公告がなされる（商標法第80条第1項、第82条第2項、第3項、第196条第1項、第197条、商標法施行令第14条第1項）。

２）保護認容声明の見本は次ページのとおりである。

３）保護認容声明に使用される言語は、英語である。

保護認容声明の見本

Issuing number: 発行番号
Issuing date: 発行日

34, chemin des Colombettes P.O.Box 181211
Geneva 20, Switzerland
World Intellectual Property
Organization(WIPO)International Bureau

STATEMENT OF GRANT OF PROTECTION
TO THE INTERNATIONAL BUREAU OF WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION (WIPO)
UNDER RULE 18ter(1) OF THE COMMON REGULATIONS

保護認容声明

1. Office of the Designated Contracting Party: 1. 通報を作成する官庁：KIPO
Korean Intellectual Property Office (KIPO)
189 Cheongsa-ro, Seo-gu, Daejeon Metropolitan City, 35208, Republic of Korea
2. International Registration Concerned: 2. 国際登録に関する情報
(1) Registration Number:
(2) Registration Date:
(3) Name of the Holder:
(1)国際登録番号、(2)登録日、(3)名義人の名称
3. Decision: 3. 決定※5
All procedures before KIPO have been completed, and no grounds for refusal have been found. Therefore, the examiner has decided to grant protection to the mark in the Republic of Korea.
4. Date on which the Statement was Pronounced:
4. 保護認容声明の発行日
5. Official Seal or Signature by the Office: 5. 審査官の氏名、及び押印
KIPO Examiner ROH, Jae Sool

<< Information >>

If the holder has any questions or needs assistance in responding to this notification, please contact the examiner.
E-mail: kipomadrid@korea.kr, telephone: (82) (42) 481 8336, fax: (82) (42) 472 3507

※5 「3. 決定」の欄に記載された事項の参考訳
KIPO による全手続が完了し、拒絶理由が発見されなかった。そのため、審査官は、韓国において、商標の保護の認容を決定した。

- 1 -

（7）登録

①登録簿

拒絶理由が解消された場合、又は拒絶理由が存在しない場合には、国際登録出願された商標は、韓国内の商標原簿に登録される（商標法第80条第1項、第196条第1項）。登録が決定された場合には、商標権者の氏名並びにその住所、及び商標登録番号等の事項が商標公報により掲載され、登録公告がなされる（商標法第82条第2項、第3項、第197条、商標法施行令第14条第1項）。

②登録証書の発行

登録証書は、商標権の設定登録がされた後、国際登録出願の名義人に発行される[40]（商標法第81条第1項、商標法施行規則第55条第1項）。在外者であって現地代理人が選任されていれば、登録証書はその現地代理人に送達される（商標法第220条第1項）。現地代理人が選任されていない場合には、在外者の住所に、航空書留郵便で登録証書が発送される（商標法第220条第2項）。

英語商標登録証書や携帯用商標登録証書については、申請によって発行が受けられる（商標法施行規則第55条第2項、第56条第1項）。また、登録証書を紛失するか毀損した場合は、申請により、再発行を受けられる（商標法施行規則第57条）。在外者の場合、これらの申請は、代理人を介して行う必要がある。

なお、登録証書及び英語商標登録証書の見本は、次ページ以降のとおりである。

[40] 脚注９のリンク先の「Issuance of certificate after grant of protection」の項を参照。

登録証書の見本

■ 상표법 시행규칙 [별지 제8호서식]

商標法施行規則［別紙第 8 号書式］

상표등록증　商標登録証書

CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION

등 록 Registration Number	제　　호	登録番号
출원번호(국제등록번호) Application Number	제　　호	出願番号（国際登録番号）
등록일 Registration Date	년　월　일	登録年月日
상표권자 Owner of the Trademark Right		商標権者名
상표를 사용할 상품 및 구분 List of Goods		商品一覧
제　　류		分類

위의 표장은 「상표법」에 따라 상표등록원부에 등록되었음을 증명합니다.

This is to certify that the Trademark is registered on the register of the Korean Intellectual Property Office.

これは、KIPO の登録簿に商標が登録されていることを証明するものである。

년　　월　　일　　発行年月日

특허청장　　KIPO 長

COMMISSIONER,

KOREAN INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

서　명　　署名

210㎜×297㎜(백상지 150g/㎡)

英語登録証書の見本

■ 상표법 시행규칙 [별지 제14호서식]

商標法施行規則［別紙第 14 号書式］

CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION

商標登録証書

Registration Number	登録番号
Application Number (International Registration Number)	出願番号（国際登録番号）
Registration Date	登録日
Owner of the Trademark Right	商標権者名
List of Goods	商品一覧
Class	分類

This is to certify that the Trademark is registered on the register of the Korean Intellectual Property Office.

これは、KIPO の登録簿に商標が登録されていることを証明するものである。

COMMISSIONER, KOREAN INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

KIPO 長

서명

署名

210㎜×297㎜(백상지 150g/㎡)

（8）登録後の注意事項

1）使用要件

登録後、使用の証拠を提出する必要はない。

商標の使用に含まれるものは、以下のとおりである[41]。

(a) 商品又はその包装上における商標の表示（立体標章の場合には、商品又はその包装を商標の形状に形成する行為を含む）

(b) 商品若しくはその包装に商標を付した商品の販売、引渡、又は販売若しくは引渡を目的とする商品の展示、輸出、輸入

(c) 広告、価格表、取引書類、看板又はラベルにおける商標の表示、及びその物品の展示又は頒布（新聞広告による使用では、広告中の商標が商品から明瞭に識別され、新聞が実際に韓国で頒布されたことが証明され、商品が一般かつ通常的に取引されている又は商品に関する取引が想定されていること）

判例によると、必要な輸入免許又は製造許可を得ていない医薬品についての商標の広告は商標の適法な使用とみなされず、免許又は許可のない商品の販売も適法な使用とされず、これは農芸化学、化粧品若しくは食品等の輸入又は製造に、政府の許可又は免許が必要な他の商品にも同様に適用される[42]。

名目的使用、名目上の販売又は輸入、及び1回だけの広告は、十分な使用とみなされない[43]。

（非排他的又は排他的）ライセンシーによる使用は、商標権者の使用とみなされる[44]。

登録商標が正当な理由なく、3 年以上継続して使用されていない場合には、不使用取消審判が請求される場合がある（商標法第 119 条第 1 項第 3 号）。その場合、その審判請求日前 3 年以内に韓国内で商標を正当に使用していたことを証明しなければならない（商標法第 119 条第 3 項）。

不使用の正当な理由は、天災、商品の輸入禁止、必要な承認を受けるための政府当局による遅延、火災、災害、その他の類似の理由である[45]。

2）登録の取消し

下記の場合が、商標登録の取消し理由となる（商標法第 119 条）。

(a) 商標権者が、故意に指定商品に登録商標と類似の商標を使用する、又は指定商品と類似した商品に登録商標又はそれと類似した商標を使用することにより、需要者に商品の品質を誤認させる、又は他人の業務と関連した商品と混同をもたらした場合

(b) 専用使用権者又は通常使用権者が、指定商品若しくはこれと類似した商品に、登録商標又はそれと類似した商標を使用することにより、需要者に商品の品質を誤認させる、又

[41] 脚注 8 の 49-50 ページ「[J]使用要件」の項を参照。
[42] 同上。
[43] 同上。
[44] 同上。
[45] 同上。

は他人の業務と関連した商品との混同をもたらした場合（ただし、商標権者が相当な注意をした場合は除く）

(c) 取消審判請求日前継続して3年以上国内で使用していない場合

(d) 譲渡又は共有に関する法律違反の場合

(e) 商標権の移転で類似した登録商標がそれぞれ他の商標権者に属するようになり、そのうち 1 人が自己の登録商標の指定商品と同一、又は類似の商品に不正競争を目的に自己の登録商標を使用することにより、需要者に商品の品質を誤認させるか、他人の業務と関連した商品と混同をもたらした場合

(f) 使用が不正競争行為に該当する商標が登録された場合に、その商標に関する権利を有した者が該当商標登録日から 5 年以内に取消審判を請求した場合

(g) 団体構成員がその団体の定款の規定に違反して、団体標章を他人に使用させた場合、又は団体構成員がその団体の定款に違反して団体標章を使用することにより、需要者に商品の品質若しくは地理的出所を誤認させるか、他人の業務と関連した商品と混同をもたらした場合（団体標章権者が団体構成員の監督に相当な注意を行った場合は除く）

(h) 団体標章の設定登録後、定款を変更することにより、需要者に商品の品質を誤認させるか、他人の業務と関連した商品と混同をもたらしたおそれがある場合

(i) 第三者が団体標章を使用して、需要者に商品の品質若しくは地理的出所を誤認させる、又は他人の業務と関連した商品と混同をもたらしたにかかわらず、団体標章権者が故意に適切な措置を取らなかった場合

(j) 地理的表示団体標章登録出願の場合に、その団体の加入に関して定款により団体の加入を禁止するか、定款に充足しがたい加入条件を規定する等、団体の加入を実質的に許容しない、又はその地理的表示を使用することができない者に団体の加入を許容した場合

(k) 地理的表示団体標章権者若しくはその団体構成員が、同音異義語地理的表示の団体標章の使用により、需要者に商品の品質を誤認させるか、地理的出所に対する混同をもたらした場合

(l) 証明標章権者が提出した定款又は規約に違反して証明標章の使用を承諾した場合

(m) 証明標章権者が法律に違反して証明標章を自己の商品に対して使用する場合

(n) 証明標章の使用の許諾を受けた者が、定款又は規約に違反して他人に使用させた場合、又は使用の許諾を受けた者が定款又は規約に違反して証明標章を使用することにより、需要者に商品の品質、原産地、生産方法若しくはその他の特性に関して誤認をもたらした場合（証明標章権者が使用の許諾を受けた者に対する監督に相当な注意をした場合は除く）

(o) 証明標章権者が、商標標章の使用の許諾を受けていない第 3 者が証明標章を使用して需要者に商品の品質、原産地、生産方法若しくはその他の商品の特性に関する誤認をもたらしたことを知りつつ、適切な措置を取らなかった場合

(p) 証明標章権者が、その証明標章を使用することができる者に対し、正当な事由なしに、定款又は規約で使用を承諾しないか、定款又は規約に充足しがたい使用条件を規定す

る等、実質的に使用を承諾しなかった場合

３）登録標記

商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、登録商標を使用する際に、商標が登録商標であることを表示することができる（商標法第 222 条）。この表示については、義務ではないが、商標権侵害行為において、故意の推定に用いられる（商標法第 112 条）。そのため、表示を行うことが好ましい。

登録商標である旨を表示する場合には、商品又は商品の包装などに「登録商標」という文字、及び登録商標番号を表示する（商標法施行規則第 100 条の 2 第 1 項）。また登録商標番号に代えて登録商標番号を掲載したインターネットアドレスを表示してもよい（商標法施行規則第 100 条の 2 第 2 項）。

なお、未登録商標を登録済みであるかのように、又は未出願商標を出願商標であるかのように表示すれば、刑事罰の対象となる（商標法第 224 条第 1 項、第 233 条）。

４）更新

国際登録出願の場合、商標登録の存続期間は、商標権の設定登録日から国際登録日後 10 年になる日までであり、10 年ずつ更新することができる（商標法第 198 条第 1 項、第 2 項、マドリッド協定議定書第 6 条(1)、第 7 条(1)）。

商標登録の存続期間が満了する正確な日付は、満了する 6 か月前に国際事務局から送られる通知で知ることができる（マドリッド協定議定書第 7 条(3)）。

更新については、割増手数料を支払うことで、6 か月の猶予期間が認められる（マドリッド協定議定書第 7 条(4)）。この猶予期間を過ぎると登録が取り消される。

（9）異議

韓国では、付与前異議申立制度が導入されている。国際登録の領域指定が KIPO に通知された日から 18 か月経過後に異議申立てによる暫定的拒絶の通報が発行される可能性がある場合には、その旨を国際事務局に通知する[46]（マドリッド共通規則第 16 規則(1)(a)）。

この異議申立てのために、国際登録出願は公告される。公告の内容は、国際登録出願の名義人の氏名、国際登録日、指定しようとする商品又はサービスの一覧、及びその分類番号を含む[47]（商標法施行令第 19 条第 2 項）。

この公告は、職権による実体審査の後で、かつ、国際事務局が KIPO に領域指定を通知した日から 14 か月以内に拒絶理由が発見されなかった場合になされる（商標法第 57 条第 1 項、第 191 条、商標法施行規則第 91 条第 1 項）。異議申立ては、この公告日後、2 か月以内に、KIPO に提出されなければならない[48]（商標法第 60 条第 1 項）。

---

[46] 脚注 9 のリンク先の「Declarations and notifications made by Contracting Party」の項を参照。
[47] 脚注 9 のリンク先の「Publication of international registrations for opposition purposes」の項を参照。
[48] 脚注 9 のリンク先の「Time limit to file opposition」及び「Calculation of time limit to file opposition」を参照。

異議申立ての理由は、上述した拒絶理由である（商標法第 60 条第 1 項、第 199 条）。異議申立人は、異議申立期間が過ぎた後 30 日以内であれば、異議申立理由と証拠を補正することができる（商標法第 61 条）。ただし、この補正期間は、当事者の請求又は審査官の職権により延長される場合がある（商標法第 17 条第 1 項）。

異議申立てについては、審査官 3 名で構成される合議体により審査される（商標法第 62 条第 1 項）。合議体は、2 以上の異議申立てを併合するか分離して審査・決定することができる（商標法第 64 条）。さらに、合議体は、2 以上の異議申立てがある場合、そのうちの一つの異議申立てについて理由があると認める場合、他の異議申立てに対して決定を行わなくてもよい（商標法第 65 条第 1 項）。

合議体は、異議申立人の理由及び証拠の補正期間及び国際登録出願の名義人の応答書類の提出期間の経過後に異議申立てに関して決定をしなければならない（商標法第 66 条第 2 項）。当該決定は、書面にてなされ、書面にはその理由が付される。2 以上の指定商品に対して決定理由が異なる場合には、指定商品ごとに決定理由が付される（商標第第 66 条第 3 項）。決定の謄本は、国際登録出願の名義人及び異議申立人に送達される（商標法第 66 条第 5 項）。

異議申立てがなされた場合には、異議申立てに基づく暫定的拒絶通報が国際事務局に送付される。また、異議申立書の副本も送付されるが、その送付先は、現地代理人の有無で異なる。現地代人が選任されている場合、現地代理人に送付される。一方、現地代理人が選任されていない場合には、国際登録出願の名義人に送付される[49]。

異議申立てに基づく暫定的拒絶通報を受けた国際登録出願の名義人は、この通知日から 2 か月以内に答弁書を提出することができる[50]（商標法第 55 条第 1 項、第 66 条第 1 項、商標法施行規則第 50 条第 2 項、商標審査基準第 6 部第 4 章 2.2.1）。ただし、在外者の場合、答弁書の提出は、現地代理人を介して行う必要がある[51]。答弁書には、答弁事項を証明する書類及び代理権を証明する書類（代理人によって手続を行う場合のみ）を添付する必要がある（商標法規則第 51 条第 3 項）。

また、応答期間の延長を請求することができる。職権による暫定的拒絶通報と同様に、2 か月の延長が可能である[52]。

この暫定的拒絶通報に対する応答書類の提出方法は、商品及びサービスの一覧表の限定の記録の申請書（MM6）を国際事務局に提出する方法も認められる[53]。この方法によれば、現地代理人を介さずとも手続を行うことができる。MM6 を用いて応答する場合、上記の暫定的拒絶通報の見本でも示されているように、その旨を E メール（kipomadrid@korea.kr）で知らせることが望ましい。応答期間後に MM6 を提出した場合、拒絶の決定がなされる可能性がある。

---

[49] 現地特許法律事務所への質問票調査の回答に基づく。
[50] 脚注 9 のリンク先の「Time limit for holder to respond to opposition」及び「Calculation of time limit to respond to provisional refusal based on opposition」の項を参照。
[51] 脚注 9 のリンク先の「Requirements to file opposition」の項を参照。
[52] 現地特許法律事務所への質問票調査への回答に基づく。
[53] 脚注 9 のリンク先の「Option to review or appeal provisional refusal based on opposition」の項を参照。

異議申立てに対するKIPOの決定については、審判請求を行うことができる（商標法第66条第6項第1号）。

（１０）上訴

国際登録の保護付与の認容が拒絶された場合、その決定に対して、その決定の謄本の送達を受けた日から30日以内に 審判請求を行うことができる（商標法第116条）。この審判の請求期間は、当事者の請求又は職権により、30日以内で一回、延長することが可能である（商標法第17条第1項第3号）。ただし、島嶼・僻地等の交通が不便な地域にいる者の場合には、30日以内で一回、さらに延長することができる（商標法第17条第1項第3号、商標法施行規則第7条）。在外者の場合、審判請求は、代理人を介して行う必要がある。

審判請求を行う場合、審判請求書に、音響標章の場合は視覚的表現に合致するデジタルファイルを、芳香標章の場合には視覚的表現に合致する匂い見本（密閉容器3通又はパッチ30枚）を添付する必要がある（商標法施行規則第60条第1項）。

保護が認められないとの審決を受けた場合、その審決に対して、再審を請求することができる（商標法第157条第1項）。再審は、審決確定後、再審の事由を知った日から30日以内に請求されなければならない（商標法第159条第1項）。

（１１）権利行使

①権利の発生時期、条件

国際登録出願の名義人は、国際登録出願が韓国内で登録商標として設定登録された日から、指定商品に関して独占排他権を有する（商標法第89条）。

ただし、損失補償請求権が認められている。具体的には、出願公告後、又は出願公告前であっても国際登録出願の写しを提示すれば、商標登録出願に関する指定商品と同一又は類似の商品に対して該当商標登録出願に関する商標と同一又は類似の商標を使用する者に書面で警告することができる。この警告後から商標権の設定登録までに発生した当該商標の使用に関する業務上の損失に相当する補償金の支給を、設定登録後に請求することができる（商標法第58条第1項、第2項、第3項、第192条）。

②侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）

１）差止請求

商標権者又は専用使用権者は、自己の権利を侵害した者又は侵害するおそれがある者に対してその侵害の禁止又は予防を請求することができる（商標法第107条第1項）。侵害の禁止又は予防を請求する訴が提起された場合、裁判所は、原告又は告訴人の申請によって臨時で侵害行為の禁止、侵害行為に使用された物件件等の差押え若しくはその他に必要な

措置を命ずることができる（商標法第 107 条第 3 項）。

２）侵害

侵害とは、権利が付与されていない者の以下の使用をいう（商標法第 108 条）。

(a) 他人の登録商標（地理的表示登録団体標章を除く）と同一の商標をその指定商品と類似の商品に使用するか、他人の登録商標と類似した商標をその指定商品と同一又は類似の商品に使用する行為

(b) 他人の登録商標（地理的表示登録団体標章を除く）と同一又は類似の商標をその指定商品と同一又は類似の商品に使用するか、使用させる目的で交付、販売、偽造、模造又は所持する行為

(c) 他人の登録商標（地理的表示登録団体標章を除く）を偽造又は模造するか、偽造若しくは模造させる目的でその用具を製作、交付、販売又は所持する行為

(d) 他人の登録商標（地理的表示登録団体標章を除く）又はこれと類似の商標が表示された指定商品と同一又は類似の商品を譲渡又は引き渡すために所持する行為

(e) 他人の地理的表示登録団体標章と類似した商標（同音異義語地理的表示は除く）をその指定商品と同一であると認められる商品に使用する行為

(f) 他人の地理的表示登録団体標章と同一又は類似の商標（同音異義語地理的表示は除く）をその指定商品と同一であると認められる商品に使用するか使用させる目的で交付、販売、偽造、模造又は所持する行為

(g) 他人の地理的表示登録団体標章を偽造又は模造するか、偽造又は模造させる目的でその用具を製作、交付、販売又は所持する行為

(h) 他人の地理的表示登録団体標章と同一又は類似の商標（同音異義語地理的表示は除く）が表示された指定商品と同一であると認められる商品を譲渡又は引渡するために所持する行為

３）救済

差止請求の他に、商標権者又は専用使用権者は、損害賠償、侵害行為を造成した物件の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去、又は商標権者又は専用使用権者の業務上の信用回復のために必要な措置を請求することができる（商標法第 107 条第 2 項、第 109 条、第 113 条）。

商標権侵害等は、刑事犯罪であり、7 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金が科される場合がある（商標法第 230 条）。法人の代表者若しくは法人又は個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関して侵害行為をすると、その行為者を罰する以外にその法人には、3 億ウォン以下の罰金が科せられる可能性がある（商標法第 235 条第 1 項）。

また、商標権又は専用使用権の侵害行為に提供されるかその侵害行為によって生じた商標、包装又は商品（侵害物）とその侵害物製作に主に使用するために提供された製作用具又は材料は、没収される。ただし、商品がその機能及び外観を害さず商標又は包装と容易

に分離することができる場合には、その商品は没収されない（商標法第 236 条）。

４）通関差止め

商標権者は、商品が侵害品である場合、通関の差止めを税関当局に求めることができる[54]。

（１２）マドリッド協定議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

１）変更（Transformation）

セントラルアタックにより国際登録が取消しとなった場合、当該国際登録に記録された商品又はサービスの一部又は全部について、韓国の国内出願に変更することができる。ただし、当該出願は国際登録が取り消された日から 3 か月以内に行われ、出願にかかる商品又はサービスは国際登録の領域指定により当該出願国で保護されていた商品及びサービスに含まれており、手数料の支払を含む当該締約国の法令に従っていることを条件とする（マドリッド協定議定書 9 条の 5、商標法第 205 条第 1 項、第 2 項）。

変更の申請に公式のフォームを用いる必要があり、さらに代理人を通じて、ハングルで申請を行う必要がある[55]。また、この申請には、以下の書類等を添付する必要がある（商標法施行規則第 92 条第 1 項）。

(a) 商標見本

(b) 定款又は規約、団体標章又は証明標章の使用に関する事項を書いた定款又は規約の要約書（団体標章、地理的表示団体標章、証明標章及び地理的表示証明標章のみ）

(c) 証明しようとする商品の品質等を証明し管理することができることを立証する書類（証明標章のみ）

(d) 代理権を証明する書類（代理人によって手続を行う場合）

申請の手数料は、不要である[56]。

変更後の国内商標に対して、再度、審査が行われる[57]。ただし、すでに商標が韓国で登録されている場合には、条約違反に該当するか否かについてのみ審査される（商標法第 205 条第 1 号）。

２）代替（Replacement）

同一の商標についての韓国国内商標の登録と国際登録が同一人名義でなされている場合には、国際登録は、韓国国内商標に認められた権利を損なうことなく、韓国国内商標に代替する。ただし、当該国際登録に起因する保護が明示的に韓国に及んでおり、韓国国内商標の商品又はサービスが韓国内で保護が認められた国際登録の領域指定の指定商品又はサービスと対応しており、国内商標の登録後に国際登録の領域指定が通知されていることを条件とする（マドリッド協定議定書 4 条の 2(1)、商標法第 183 条第 1 項）。

---

[54] 脚注 8 の 53 ページ「[4]権利行使及び税関規定」の項を参照。

[55] 脚注 9 のリンク先の「Requirements to request transformation」の項を参照。

[56] 同上。

[57] 脚注 9 のリンク先の「Office procedure following request for transformation」の項を参照。

商標の同一性は、実質的な同一性ではなく、物理的に厳密な同一性が求められる（商標審査基準第 9 部第 4 章 2.1)。国際登録名義人の氏名及び住所は英語で表記されるため、韓国国内商標の名義人と、英語の音域が同じであれば同一とみなされる（商標審査基準第 9 部第 4 章 2.2)。

代替の申請には、公式のフォームを用いる必要があり、さらに代理人を通じて、ハングルで申請を行う必要がある[58]。国内登録の代替申請書（公式フォーム）には以下の事項を記載する必要がある（商標法第 183 条第 4 項、商標法施行規則第 87 条)。

(a) 名義人の氏名及び住所（法人の場合にはその名称及び営業所の所在地）
(b) 国際登録番号
(c) 関連国内登録商標番号
(d) 重複する指定商品

申請の手数料は、62,000 ウォンである[59]。

代替の申請がない場合でも、審査官は、職権で代替するかどうかを決定する（商標審査基準第 9 部第 4 章 3.1)。

韓国国内商標に代替が記録されたときは、国際事務局に通知され、国際事務局は当該事実を国際登録に記録し、公告し、名義人に通知する（マドリッド共通規則第 21 規則(1)、(2)(a))。

代替の要件を満たさず、代替が認められない場合は、暫定的拒絶通報が発行される（商標審査基準第 9 部第 4 章 4.1、4.2)。

（１３）マドリッド協定議定書に関する宣言

①手数料（個別手数料の宣言の有無）

個別手数料の宣言をしている[60]。個別手数料は以下のとおりである[61]。団体商標や証明商標も同じ個別手数料である。この個別手数料は、2018 年 1 月 25 日現在のものであり、変更される可能性がある。

---

[58] 脚注 9 のリンク先の「Requirements」の項を参照。
[59] 同上。
[60] 脚注 9 のリンク先の「Declarations and notifications made by Contracting Party」の項を参照。
[61] WIPO ホームページ（http://www.wipo.int/portal/en/index.html）→「IP Services」→中段の「WIPO|Madrid」→冒頭の説明文中の「fees」をクリック→冒頭の「Fees and Payments - Madrid System」の「Types of fees」欄の説明文中の「Individual Fees」をクリックすると、下記リンク先が開く。下記リンク先で「1. Designations made in the international application or subsequent to the international registration」の「Republic of Korea」の欄、及び「2. Renewal」の「Republic of Korea」の欄を参照。
http://www.wipo.int/madrid/en/fees/ind_taxes.html［最終アクセス日：2018 年 1 月 25 日］
また、「Fees and Payments - Madrid System」の「Fee amounts」欄の説明文中の「Fee Calculator」をクリックすると、下記リンク先が開く。下記リンク先で、具体的な基礎手数料を含めた手数料を計算することができる。「Office of origin」でプルダウンメニューから「Japan」を選択し、「Number of classes」、「Type」でプルダウンメニューから該当するものを選択し、各国一覧から「Republic of Korea」にチェックを入れ、「Caluculate」をクリックすれば、手数料の総額、内訳を確認することができる。
http://www.wipo.int/madrid/en/fees/calculator.jsp［最終アクセス日：2018 年 1 月 25 日］

	1 分類	1 分類追加ごとの増加分
国際出願又は事後指定	233 スイスフラン	233 スイスフラン
更新	266 スイスフラン	266 スイスフラン

②暫定的拒絶通報期間（18 か月）に関する宣言

暫定的拒絶通報の期間を 18 か月とすることを宣言している[62]。

また、暫定的拒絶通報の期間である 18 か月が過ぎても、異議申立てに基づく暫定的拒絶通報が出される可能性について通知することを宣言している[63]。

③使用意思の宣言

使用意思の宣言は求められている[64]。MM2 で韓国を指定するだけでよい。ただし、審査官は、出願人が商標を使用した事実や、使用する意思がないか、法令等によって客観的に使用することができないと合理的な疑いが起こる場合、商標法第 3 条違反を理由として暫定的拒絶通報が発行される場合がある。その場合は、使用事実又は使用意思の証明を提出する必要がある。

④ライセンスに関する宣言

国際登録簿のライセンスの記録は、韓国国内では効力が生じないことが宣言されている[65]。

ライセンスを第三者に対抗させるためには、ライセンスを登録する必要がある（商標法第 100 条第 1 項）。

ライセンス登録には、以下の書類を提出する必要がある[66]。

(a) ライセンサー及びライセンシーが署名した作成したライセンス契約書であって、ライセンス条件（地域、対象商品、存続期間等）を示すもの
(b) ライセンサーが署名した委任状
(c) ライセンサーが公証済みの国籍証明書又は法人資格証明書
(d) ライセンシーが署名した委任状

必要書類を添付してライセンサーが申請する必要がある。そのため、ライセンシーが韓国に住所を有していても、ライセンサーが在外者の場合には、現地代理人を介して登録申

[62] 脚注 9 のリンク先の「Declarations and notifications made by Contracting Party」の項を参照。
[63] 同上。
[64] 脚注 9 のリンク先の「Requirement of intention to use, and form in which such intention must be submitted (where applicable)」の項を参照。
[65] 脚注 9 のリンク先の「Declarations and notifications made by Contracting Party」の項及び「Effect of recording (in the International Register) a trademark license related to an International Registration」の項を参照。
[66] 脚注 8 の 26 ページ「[L]ライセンス及び登録使用者」の項を参照。

請を行う必要がある[67]。

（１４）特徴的な制度

１）先願主義

同一又は類似した商品に使用する同一又は類似した商標に対して異なった日に 2 以上の商標登録出願がある場合には、先に出願した者だけがその商標の登録を受けることができる（商標法第 35 条第 1 項）。

実体審査についても出願順である（商標法第 53 条第 1 項）。商標法において優先審査に関する規定があるが、国際登録出願の場合には適用されない（商標法第 53 条第 2 項、第 189 条第 2 項）。

同一又は類似した商品に使用する同一又は類似した商標に対して同じ日に 2 以上の商標登録出願がある場合には、出願人の協議によって定められた 1 人の出願人だけがその商標に関して商標登録を受けることができる。協議が成立しないか、協議をすることができないときには、特許庁長が行う抽選によって決定された 1 人の出願人だけが商標登録を受けることができる（商標法第 35 条第 2 項）。抽選には 3 人以上の審査官が参加し、抽選結果は書面で通知される（商標法施行規則第 27 条第 1 項）。

２）指定期間の短縮

上述したように、国際登録出願については、優先審査制度の適用はない。しかし、指定期間の短縮の申請を行うことができる（商標法第 17 条第 2 項）。短縮の申請をする場合、その申請をした日に、指定期間が満了したものとされ、指定期間経過前に登録するかどうかの決定を迅速に受けることができる（商標審査基準第 1 部第 4 章 3.2.1、3.2.2）。

３）出願時の例外

国際登録出願の名義人が、特定の博覧会に出品した商品に使用した商標を、その出品日から 6 か月以内にその商品を指定商品にして出願をした場合には、その出願は、その出品をしたときに出願したものとみなされる（商標法第 47 条第 1 項）。ただし、その旨を記した書面及びそれを証明することができる証明書類を、国際登録日から 3 か月以内に KIPO に提出する必要がある（商標法第 47 条第 2 項、第 189 条第 1 項、商標法施行規則第 90 条）。

特定の博覧会とは以下のとおりである（商標法第 47 条第 1 項）。

(a) 政府又は地方自治団体が開催する博覧会
(b) 政府又は地方自治団体の承認を得た者が開催する博覧会
(c) 政府の承認を受けて国外で開催する博覧会
(d) 条約当事国の領域でその政府又はその政府から承認を受けた者が開催する国際博覧会

４）芳香標章

芳香標章は、登録可能である。芳香標章の登録出願には、視覚的表現、及び匂い見本と

[67] 現地特許法律事務所への質問票調査の回答に基づく。

して、その視覚的表現に合致する、匂いを入れた密閉容器 3 通又は匂いが添加されたパッチ 30 枚の添付が必要となる[68]（商標法施行規則第 28 条第 2 項第 3 号、第 5 号）。

５）動き標章

動き標章は、登録可能である。動き標章の登録出願には、見本に加えて、動作の特徴を表す映像を収録した電子的記録媒体を添付する必要がある（商標法施行規則第 28 条第 2 項第 6 号）。具体的な見本は、標章の特定瞬間停止画像や、複数の停止画像を入れた図面又は写真で構成する等、標章の特徴を充分に示す 2 枚以上 5 枚以下の図面又は写真で作成される必要がある（商標法施行規則第 29 条第 2 項第 3 号）。そのため、この見本が 1 枚若しくは 5 枚以上の図面又は写真である場合には、それが拒絶理由となる。ただし、国際登録出願の場合には、標章見本の補正が認められていない性質上、1 枚の見本で標章を把握することが可能であれば、それが拒絶理由になることはない（商標審査基準第 9 部第 3 章 2.1）。

仮に、見本が 2 枚以上 5 枚以下の図面や写真で構成されているが、全体的に一つの動き標章として認識されない場合は、それが拒絶理由となる（商標審査基準第 8 部第 4 章 2.6）。

電子的記録媒体は、ビデオテープ、CD-ROM、光ディスク、USB メモリ、メモリカードなどである（商標審査基準第 8 部第 4 章 2.8）。

６）権利保護の確認審判

商標権者、専用使用権者又は利害関係人は、登録商標の権利範囲を確認するために商標権の権利範囲の確認審判を請求することができる（商標法第 121 条）。

[68] 脚注 9 とリンク先の「Requirements for representation of mark」の項を参照。

（１５）ウェブサイト等から入手可能な情報

①商標検索システム

参照アドレス：http://engdtj.kipris.or.kr/engdtj/searchLogina.do?method=loginTM
［最終アクセス日：2018 年 1 月 25 日］

検索手順：

手順１： 特許技術情報センター（KIPRIS）のホームページ（http://www.kipris.or.kr/）アクセスし、上段右にある「English」を選択する。以下では、英語版サイトからの検索方法を示す。

手順２：
英語版サイトのホームページ（http://eng.kipris.or.kr/enghome/main.jsp）が表示される。そのページの上段にある「SEARCH」の「Trademark」をクリックする。

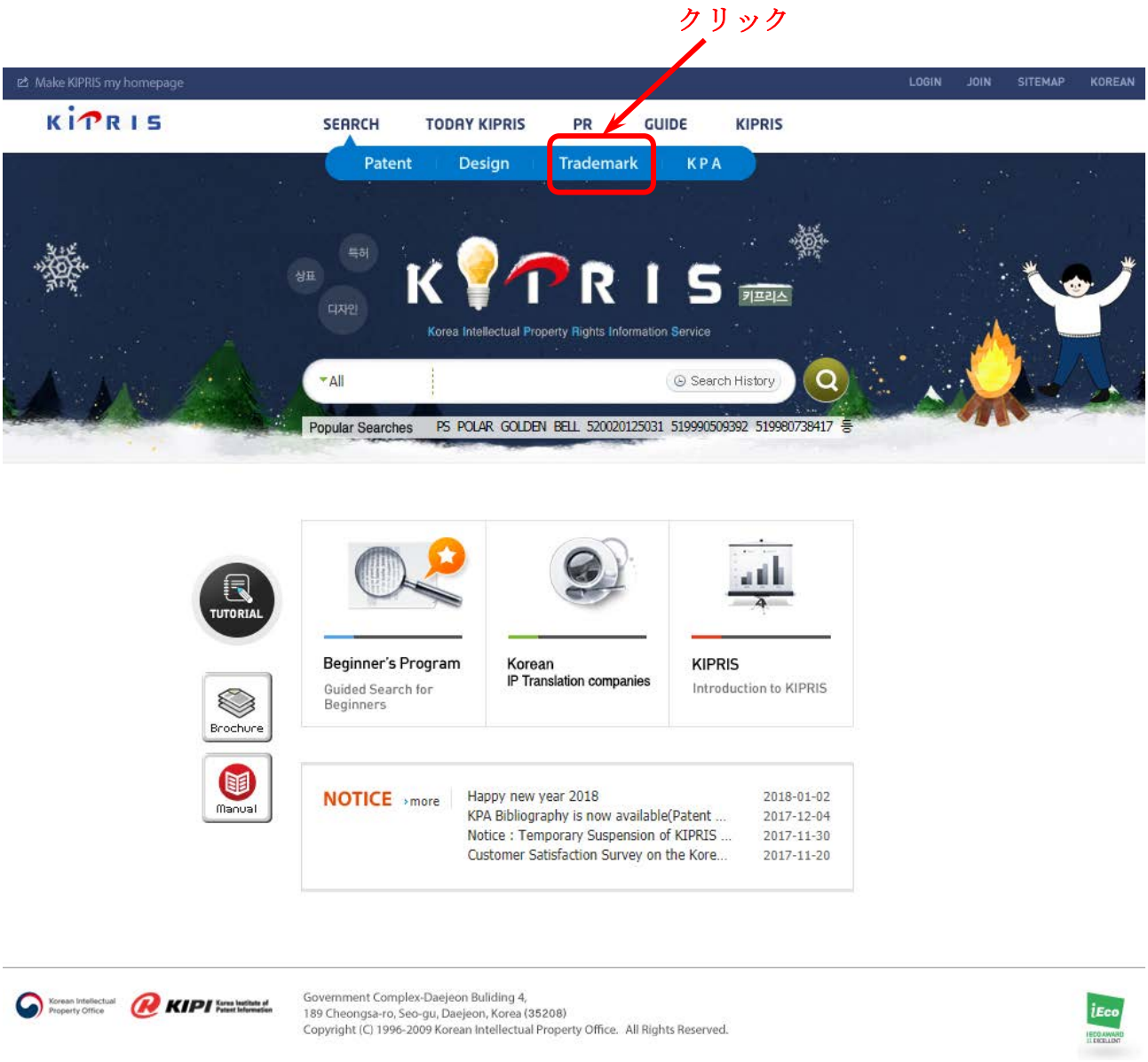

手順３：
検索ページ(http://engdtj.kipris.or.kr/engdtj/searchLogina.do?method=loginTM)が表示される。
この画面において、検索方法は、テキストボックスに直接キーワード等を入れて検索する一般検索（General Search）と、項目別に該当内容を入力し詳細に調査するスマート検索（Smart Search）の二通りの方法がある。
ここでは、一般検索について説明する。スマート検索の検索方法については、下記 URL を参照とする。
URL：https://www.globalipdb.inpit.go.jp/etc/5912/［最終アクセス日：2018 年 1 月 25 日］

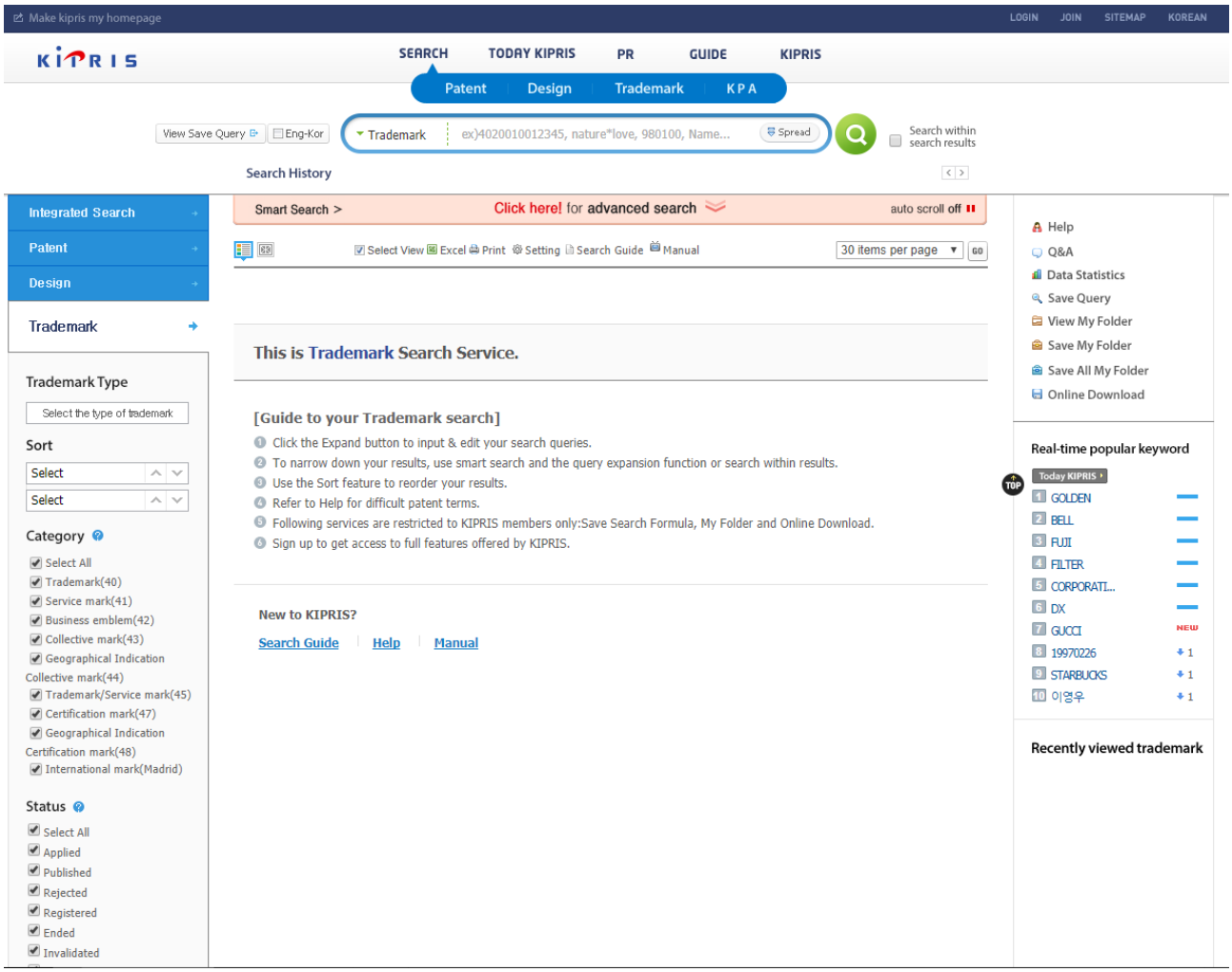

手順４：
一般検索（General Search）
一般検索では、検索したいキーワードや出願番号をテキストボックス内に入力して、緑色の検索ボタン（虫眼鏡ボタン）をクリックする。主に、商標の名称や出願人名、出願番号等を入力して検索することができ、ハングル、英語、数字で入力することができる。論理演算子（＊(and)、+（or)、！(not)）を利用することができ、「“”」を使用してフレーズ検索も可能である。
Spread ボタンをクリックすると、テキストボックス欄が広くなる。
また、検索ボタンの右端の「Search within Search Results」欄にチェックを入れることで、検索後の絞込み検索もできる。
また、左側のメニューで商標の種類やカテゴリー、法的状況を選択して検索項目を設定すること等も可能である。

検索項目は以下のとおりである。
１）Trademark Type（商標の種類）
プルダウンメニューの「character」、「Figure」、「Complex Letter」、「complex figure」、「Sounds」、「Smell」、「Common」、「Color」、「Only Color」、「Three-dimensional」、「Complex Color」、「Tree-dimens,Color」、「Hologram」、「Action」、「Other visual marks」及び「Other invisible marks」から選択する（複数選択可)。
２）Sort（表示順)
プルダウンメニューの「Application No」、「Application Date」、「Appl. Publ. No」、「Appl. Publ. Date」、「Registration No」、「Registration Date」、「Reg. Publ. No」、「Reg. Publ. Date」、「Intl. Reg. No」、「Intl. Reg. Date」、「Priority No」、「Priority Date」、「Status」、「Classification」、「Viena Code」、「Applicant」、「Agent」及び「Trademark name」のうち二つまで選択でき、それぞれ昇順、降順を選択できる。
３）Category（カテゴリー)
チェックボックスの「Select All」、「Trademark」、「Service mark」、「Business emblem」、「Collective mark」、「Geographical Indication Collective mark」、「Trademark/Service mark」、「Certification mark」、「Geographical Indication Certification mark」及び「International mark(Madrid)」から選択する（複数選択可)。
４）Status（ステータス)
チェックボックスの「Select All」、「Applied」、「Published」、「Rejected」、「Registered」、「Ended」、「Invalidated」、「Withdrawn」及び「Abandoned」から選択する（複数選択可)。

キーワードを入力
クリックで検索開始
チェックを入れて絞込み
クリックでテキストボックスが拡大
チェックを入れて検索項目を設定
Make kipris my homepage
LOGIN
JOIN
SITEMAP
KOREAN
KIPRIS
SEARCH
TODAY KIPRIS
PR
GUIDE
KIPRIS
Patent
Design
Trademark
KPA
View Save Query
Eng-Kor
Trademark
ex)4020010012345, nature*love, 980100, Name...
Spread
Search within search results
Search History
Integrated Search
Patent
Design
Trademark
Smart Search >
Click here! for advanced search
auto scroll off
Select View
Excel
Print
Setting
Search Guide
Manual
30 items per page
GO
This is Trademark Search Service.
[Guide to your Trademark search]
1 Click the Expand button to input & edit your search queries.
2 To narrow down your results, use smart search and the query expansion function or search within results.
3 Use the Sort feature to reorder your results.
4 Refer to Help for difficult patent terms.
5 Following services are restricted to KIPRIS members only:Save Search Formula, My Folder and Online Download.
6 Sign up to get access to full features offered by KIPRIS.
New to KIPRIS?
Search Guide
Help
Manual
Trademark Type
Select the type of trademark
Sort
Select
Select
Category
Select All
Trademark(40)
Service mark(41)
Business emblem(42)
Collective mark(43)
Geographical Indication Collective mark(44)
Trademark/Service mark(45)
Certification mark(47)
Geographical Indication Certification mark(48)
International mark(Madrid)
Status
Select All
Applied
Published
Rejected
Registered
Ended
Invalidated
Help
Q&A
Data Statistics
Save Query
View My Folder
Save My Folder
Save All My Folder
Online Download
Real-time popular keyword
Today KIPRIS
1 GOLDEN
2 BELL
3 FUJI
4 FILTER
5 CORPORATI...
6 DX
7 GUCCI NEW
8 19970226 1
9 STARBUCKS 1
10 이영우 1
Recently viewed trademark

キーワードとして「beer」を入力して検索を行った検索結果例の画面を以下に示す。

この検索結果の画面では、各商標について、「ステータス」、「商標名」、「商標の図形」、「Classification Code」、「Application No.」、「Registration No.」、「Appl. Publ. No.」、「Vienna Code」、「Applicant」、「Application Date」、「Registration Date」、「Appl. Publ. Date」及び「Agent」が表示される。
このうち「商標名」、「Application No.」、「Registration No.」をクリックすると、詳細情報を閲覧することができる。
また、「PUB」をクリックすると、PDF 形式で登録公報を閲覧することができる。

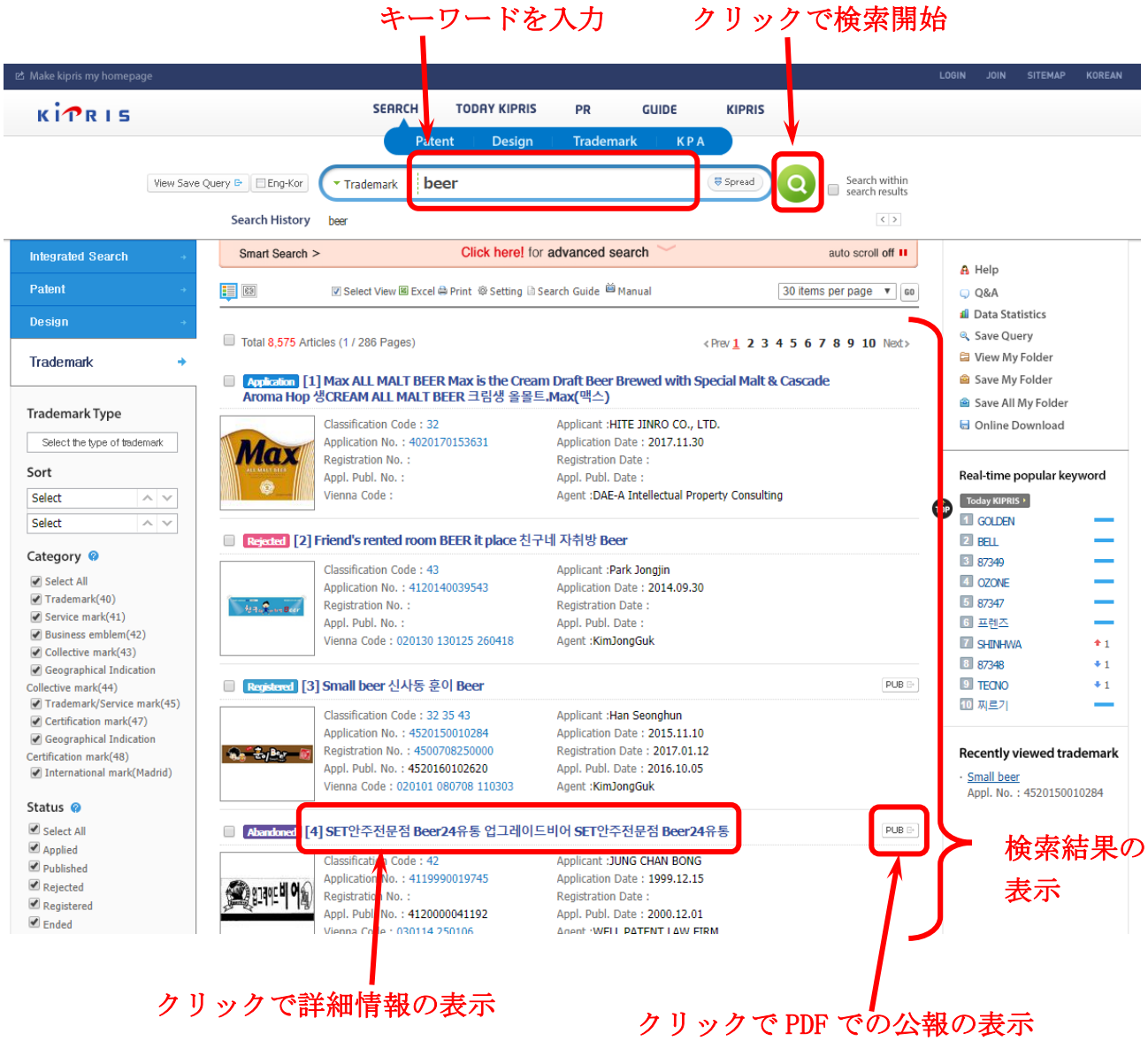

②有効な指定商品・役務（サービス）名を確認するサイト

参照アドレス：
http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=31066&catmenu=m06_07_03_01&version=11［最終アクセス日：2018 年 1 月 25 日］

上記 URL から、2018 年度版の商品告示を MS-Excel 形式でダウンロードできる。これは、KIPO が使用を推奨している指定商品及び指定サービスの用語のリストであり、ハングル及び英語の表記がある。KIPO のホームページは英語版が用意されているが、商品告示については、ハングル版のホームページからしかたどれないため、以下では、ハングル版の KIPO のホームページから出発して説明する。

検索手順：

手順１：
KIPO のホームページ
（http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.main.MainApp）の上段にある
「□□□□□□□□□□（知的財産制度）」をクリック。

手順２：
（http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=10001&catmenu=m06_01_01）の左のメニュー内の「□□□□□□□□□(分類コード照会)」をクリック。

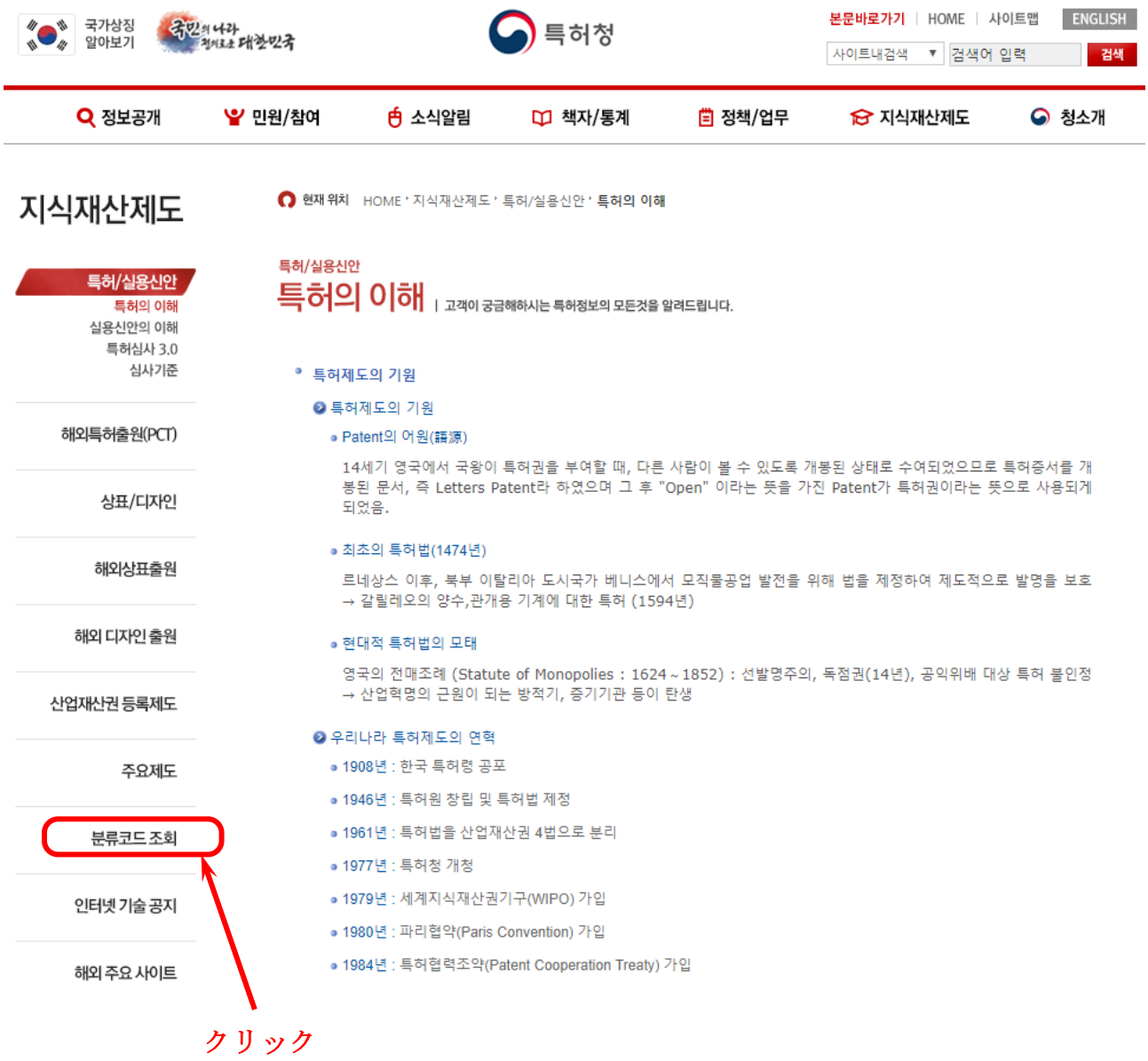

手順３：
（http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=4021&catmenu=m06_07_01）の左のメニュー内の「□□□□□□□□□(商品分類コード)」をクリックする。

手順４：
（http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=31064&catmenu=m06_07_03_01&version=11）の中央やや上の「□□□□□□□□□□(Excel)（特許庁告示商品名(Excel)）」のタブをクリックする。

手順５：
（http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=31066&catmenu=m06_07_03_01&version=11）の中央やや上の「□□□ □□□□□□□□ 11 □(2018)（特許庁告示商品名 11 版(2018)）」の横の「EXCEL □□□□□(EXCEL ダウンロード)」ボタンをクリックすると、2018 年度版の商品告示を MS-Excel 形式でダウンロードできる。
商品告示は、KIPO が使用を推奨している指定商品及び指定サービスの用語についてのリストであり、ハングル及び英語の表記がある。